

川内原子力発電所
原子力事業者防災業務計画別冊

平成25年 3月
九州電力株式会社

图表集

1. 図表集

- 別図 2-1 原子力防災組織及び業務分掌
- 別図 2-2 本店原子力防災組織及び業務分掌
- 別図 2-3 原災法第 10 条第 1 項等に基づく通報先
- 別図 2-4 原災法第 10 条第 1 項等の通報後の連絡先
- 別図 2-5 発電所の緊急時体制発令と原子力防災要員等の非常召集連絡経路
- 別図 2-6 本店の緊急時体制発令と緊急時対策要員の非常召集連絡経路
- 別図 2-7 原子力事業所災害対策支援拠点原子力防災組織及び業務分掌
- 別図 3-1 緊急時体制発令後の社内の伝達経路
- 別図 3-2 発電所敷地境界付近の放射線測定設備等
- 別図 3-3 その他の原子力防災資機材（緊急時対応に必要な主な資機材）
- 別図 3-4 発電所内の緊急時対策所及び応急処置施設
- 別図 3-5 川内原子力発電所と原子力事業所災害対策支援拠点の位置
- 別図 4-1 公表内容の伝達経路

- 別表 2-1 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準
- 別表 2-2 原災法第 15 条第 1 項の原子力緊急事態宣言発令の基準
- 別表 2-3 原子力防災要員の職務と配置
- 別表 3-1 原子力防災資機材
- 別表 3-2 その他の原子力防災資機材
- 別表 3-3 原子力災害対策活動で使用する資料
- 別表 3-4 原子力事業所災害対策支援拠点
- 別表 3-5 緊急時対策所
- 別表 3-6 統合原子力防災ネットワークに接続する非常用通信機器等
- 別表 3-7 原子力施設事態即応センター
- 別表 3-8 訓練の種類
- 別表 3-9 原子力緊急事態支援組織
- 別表 4-1 緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）データ項目
- 別表 4-2 緊急事態応急対策における原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与
- 別表 5-1 原子力災害事後対策における原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与
- 別表 6-1 他の原子力事業者の原子力事業所で発生した原子力災害への原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与
- 別表 7-1 原子力防災組織業務の一部を委託するもの
（参考） 更なる防災体制の整備計画

別図 2 - 1 原子力防災組織及び業務分掌

班 ^{※1}	主な業務 ^{※2}	要員数 ^{※3}
総括班	<ul style="list-style-type: none"> ・本部の運営 ・本部指示の伝達 ・本店対策本部との連絡 ・情報の収集及び災害状況の把握 ・事故拡大防止の検討 ・各班の作業記録の集約 ・関係省庁、関係地方公共団体等への通報連絡 ・原子力災害合同対策協議会等における情報の交換等 	13名
運転支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・事故拡大防止の運転措置及び保安上の技術的支援 	11名
安全管理班	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所内外の放射線・放射性物質測定状況把握 ・放射能影響範囲の推定 ・原子力災害対策活動に従事する要員の被ばく管理及び除染作業 ・放射線防護具類の整備点検及び除染作業 	20名
保修班	<ul style="list-style-type: none"> ・発電設備の応急復旧計画の策定及びそれに基づく措置 ・事故復旧計画の策定 ・設備の整備、応急の復旧等 ・初期消火活動 	30名
運転班	<ul style="list-style-type: none"> ・事故拡大防止に必要な運転上の措置 ・発電所施設の保安維持 ・中央給電指令所との連絡 ・初期消火活動 	11名
広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民対応及び広報 ・報道機関対応 ・関係地方公共団体等対応 ・諸情報の収集 ・見学者の避難誘導 	5名
総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・本部構成員の動員状況の把握 ・本部の設営及び庶務 ・資機材の整備、輸送及び調達 ・緊急医療に関する事項 ・救助活動 ・所内の警備 ・関係機関への通報連絡（警察・消防等） ・消防署員の誘導（管理区域外） ・初期消火活動 ・避難者の誘導 	13名
土木建築班	<ul style="list-style-type: none"> ・土木建築設備の応急措置計画の策定及びそれに基づく措置 	6名
原子力訓練センター班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者の誘導（原子力訓練センター見学者・研修生） 	4名

本部長：原子力防災管理者
(統括管理)

※1：これら班の班員から、遠隔操作ロボットの操作員を任命する。

※2：防災業務計画省令第2条第3項に基づき、防災組織の業務の一部を委託する場合には別表7-1に示す。

※3：要員数には原子力防災要員を含む。

別図 2 - 2 本店原子力防災組織及び業務分掌

班	主な業務 ^{※1}	要員数 ^{※2}
総括班	<ul style="list-style-type: none"> ・本部の設営・運営 ・情報の収集及び災害状況把握 ・本部指示の伝達 ・中央官庁等社外機関（報道機関を除く。）への通報連絡 ・本店関係箇所との連絡 ・本部構成員の動員及び社外への派遣調整 ・放射線管理の総括 ・応援要請 	17名
原子力技術班	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所設備の技術的事項全般 ・事故拡大防止措置の支援 ・発電所設備の応急復旧計画の策定・支援 	15名
復旧支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・電源供給設備、情報・電子通信システム等、発電所設備以外の被害状況把握 ・上記設備の応急復旧対策の検討・助言 ・電源供給（発電機車又は配電線布設） 	11名
広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・報道対応方針策定 ・地域住民対応及び広報 ・報道機関対応 ・関係地方公共団体及び社内関係支社等への連絡（本店関係箇所を除く。） 	33名
支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業所災害対策支援拠点の選定、設営 ・応援受入対応 ・資機材、食料、飲料水等の調達、輸送 ・本店建物の警備 ・損害賠償に関する事項の検討・調整 ・復興過程の被災者支援の検討・調整 ・緊急時医療及び健康管理に関する事項 	17名
予備班	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長の指示する事項 	— ^{※3}
原子力事業所災害対策支援拠点 ・原子力事業所災害対策実施の支援（具体的な業務分掌等は別図 2 - 7 参照。）		
東京支社	<ul style="list-style-type: none"> ・中央官庁等社外機関対応 	3名

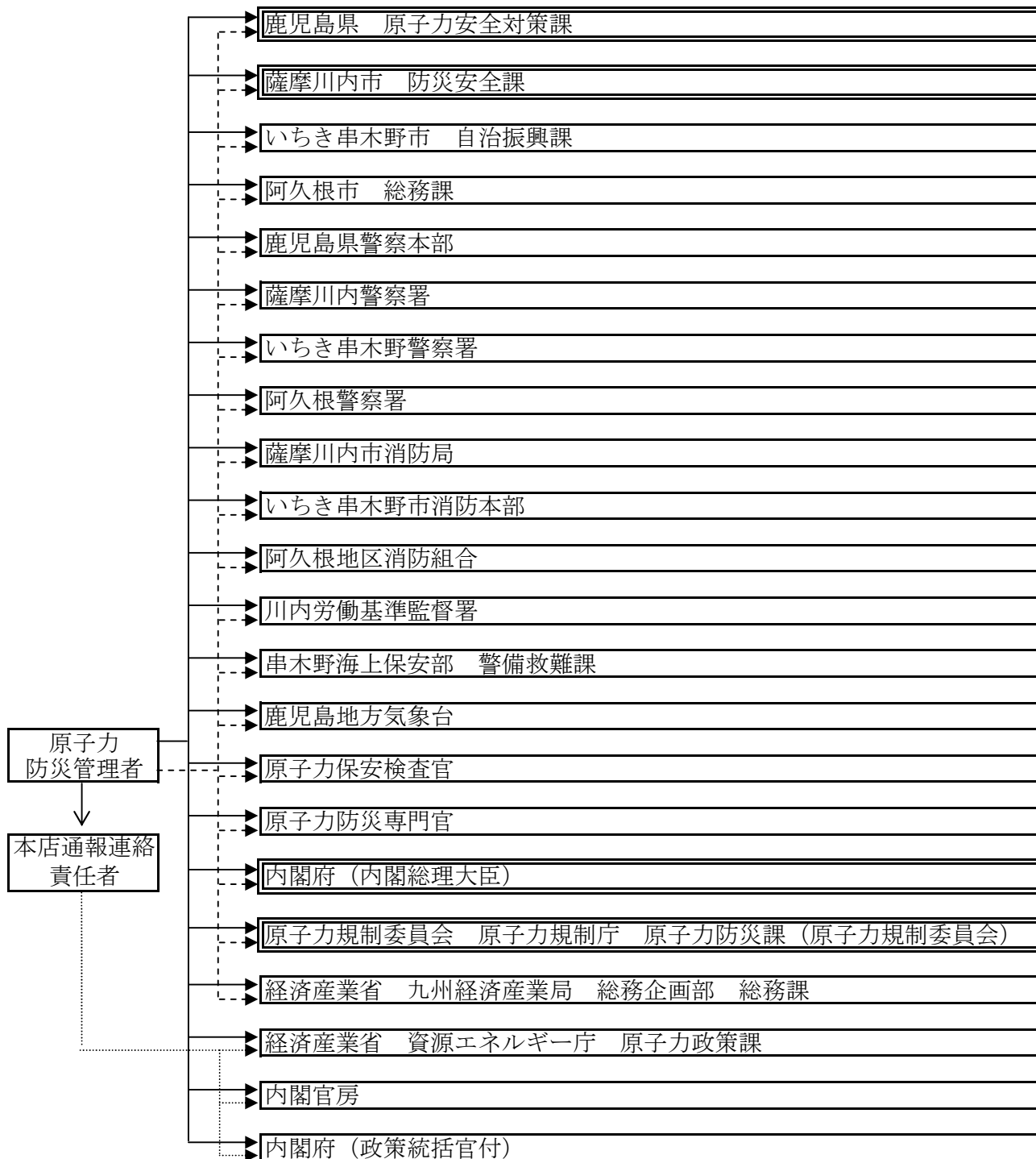
本部長： 社長
 （統括管理）
 副本部長： 発電本部長

※ 1：防災業務計画省令第 2 条第 3 項に基づき、防災組織の一部を委託する場合には別表 7 - 1 に示す。

※ 2：対応が長期化する場合には、昼夜 2 交替制等の構成となるよう体制の見直しを行う。

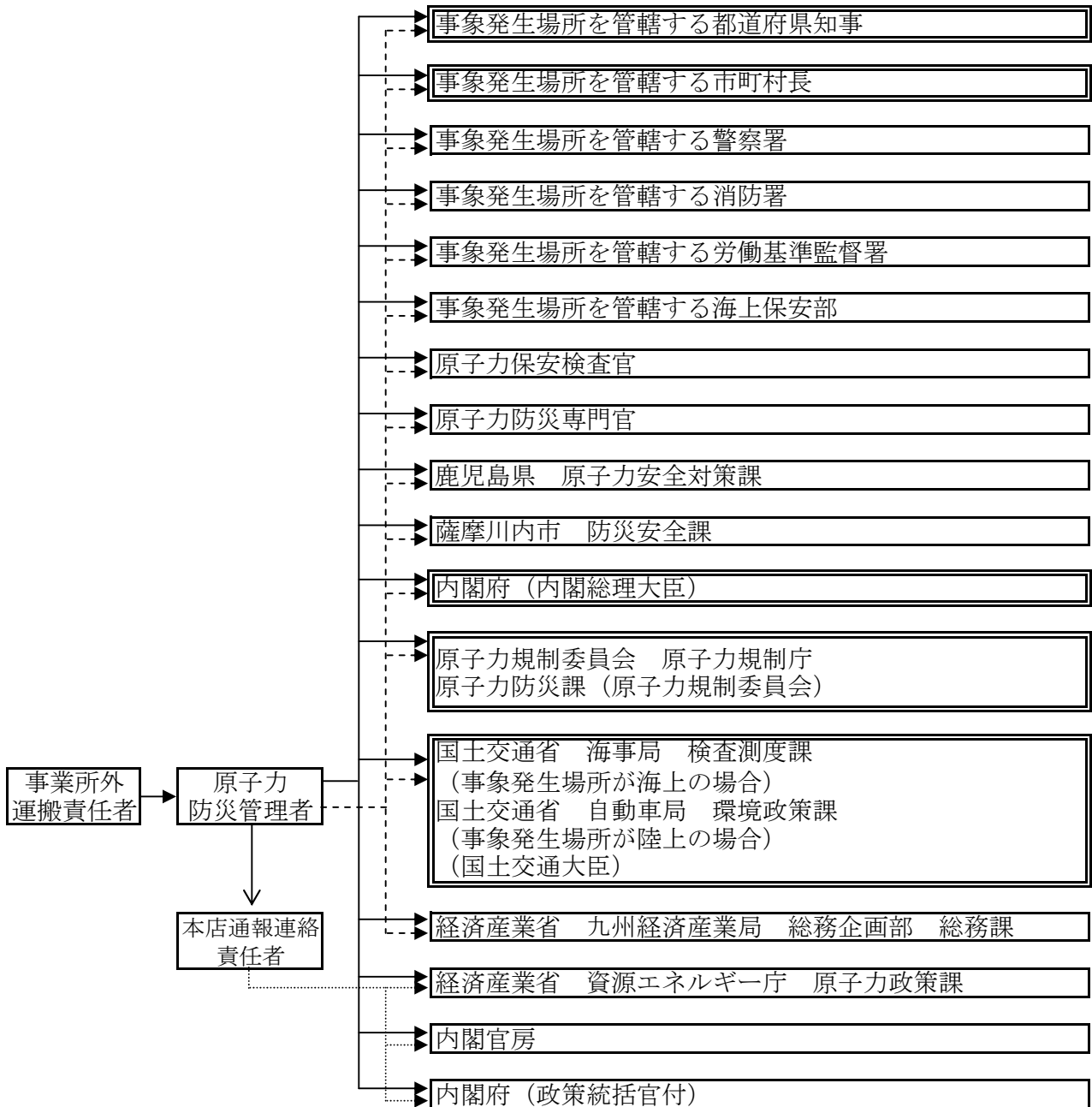
※ 3：本部長が指名する要員とする。

別図 2 - 3 原災法第 10 条第 1 項等に基づく通報先
(発電所内での事象発生時の通報先)



- : 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報先
- ▶ : ファクシミリ装置等による通報
- - -▶ : 電話による連絡

別図 2 - 3 原災法第 10 条第 1 項等に基づく通報先
 (事業所外運搬での事象発生時の通報先)

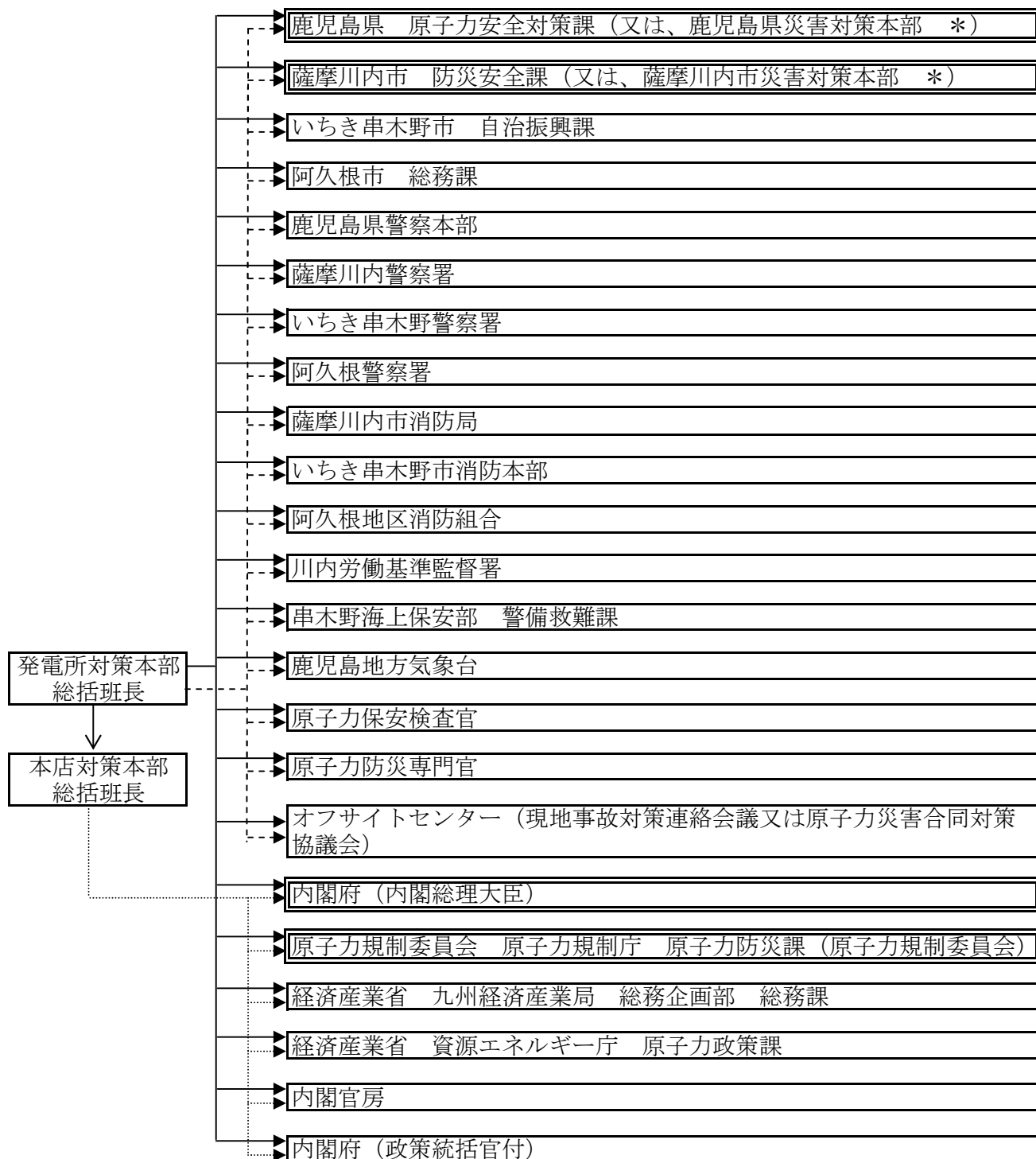


☐ : 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報先

→ : ファクシミリ装置等による通報

---▶ : 電話による連絡

別図 2 - 4 原災法第 10 条第 1 項等の通報後の連絡先
(発電所内での事象発生時の連絡先)



 : 原災法第 25 条第 2 項に基づく応急措置の報告先

→ : ファクシミリ装置等による連絡

---▶ : 電話による連絡

* : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。

別図 2-4 原災法第 10 条第 1 項等の通報後の連絡先
(事業所外運搬での事象発生時の連絡先)



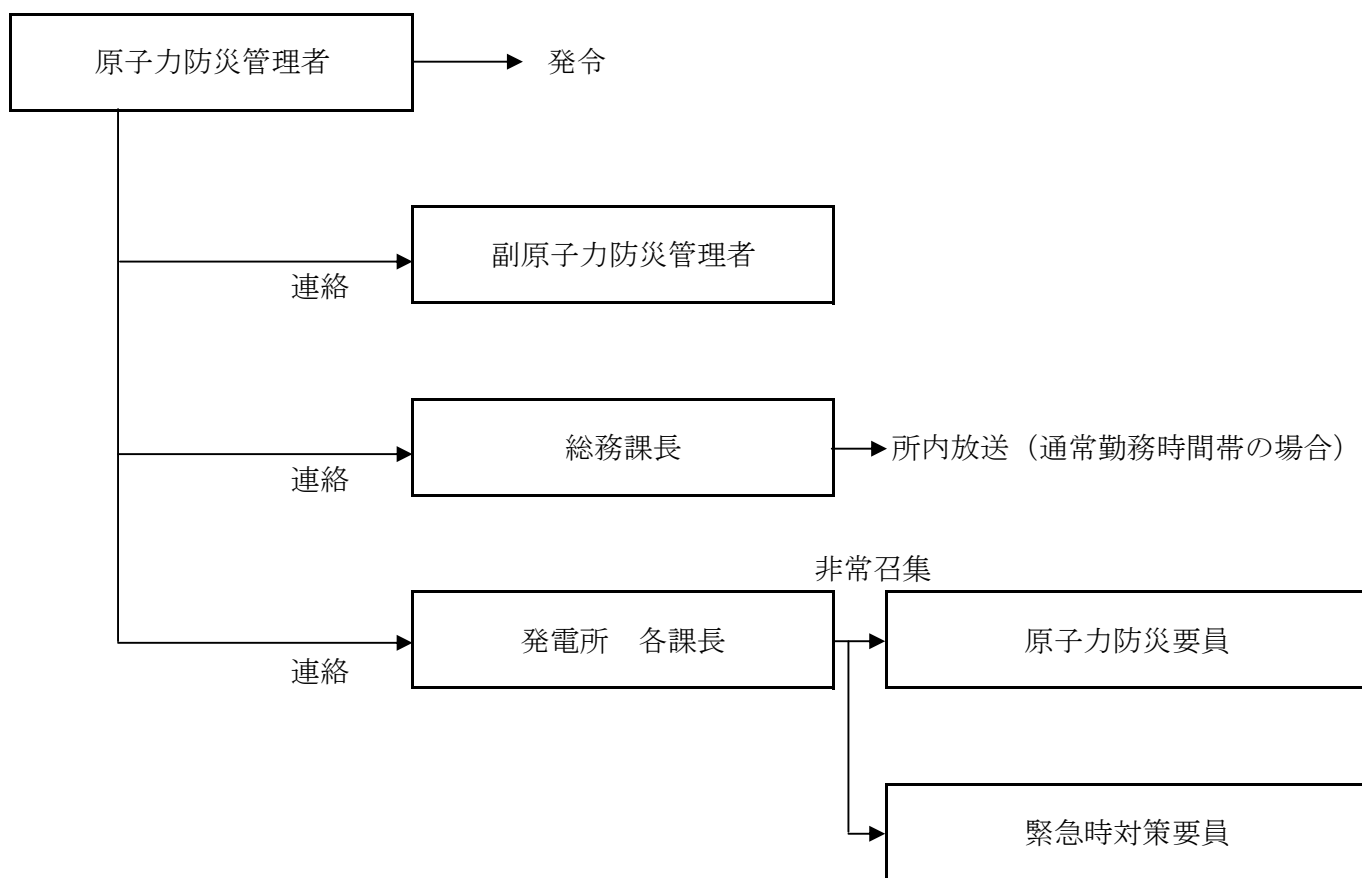
 : 原災法第 25 条第 2 項に基づく応急措置の報告先

→ : ファクシミリ装置等による連絡

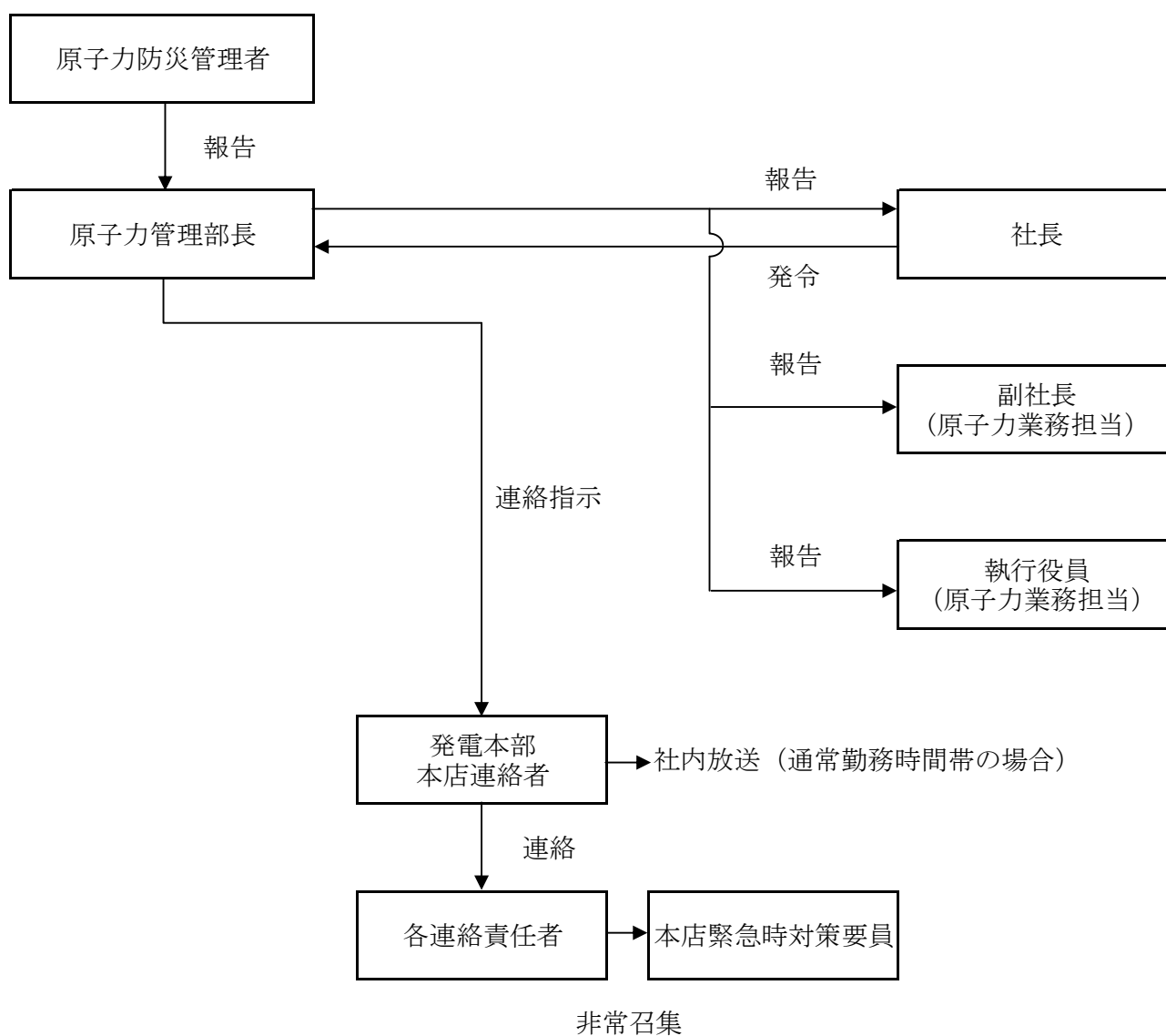
---> : 電話による連絡

* : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。

別図 2 - 5 発電所の緊急時体制発令と原子力防災要員等の非常召集連絡経路

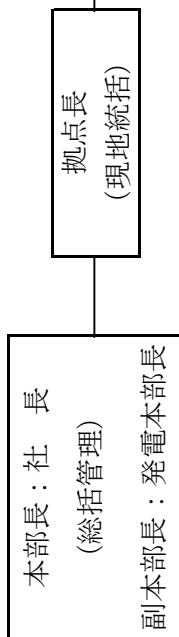


別図 2 - 6 本店の緊急時体制発令と緊急時対策要員の非常召集連絡経路



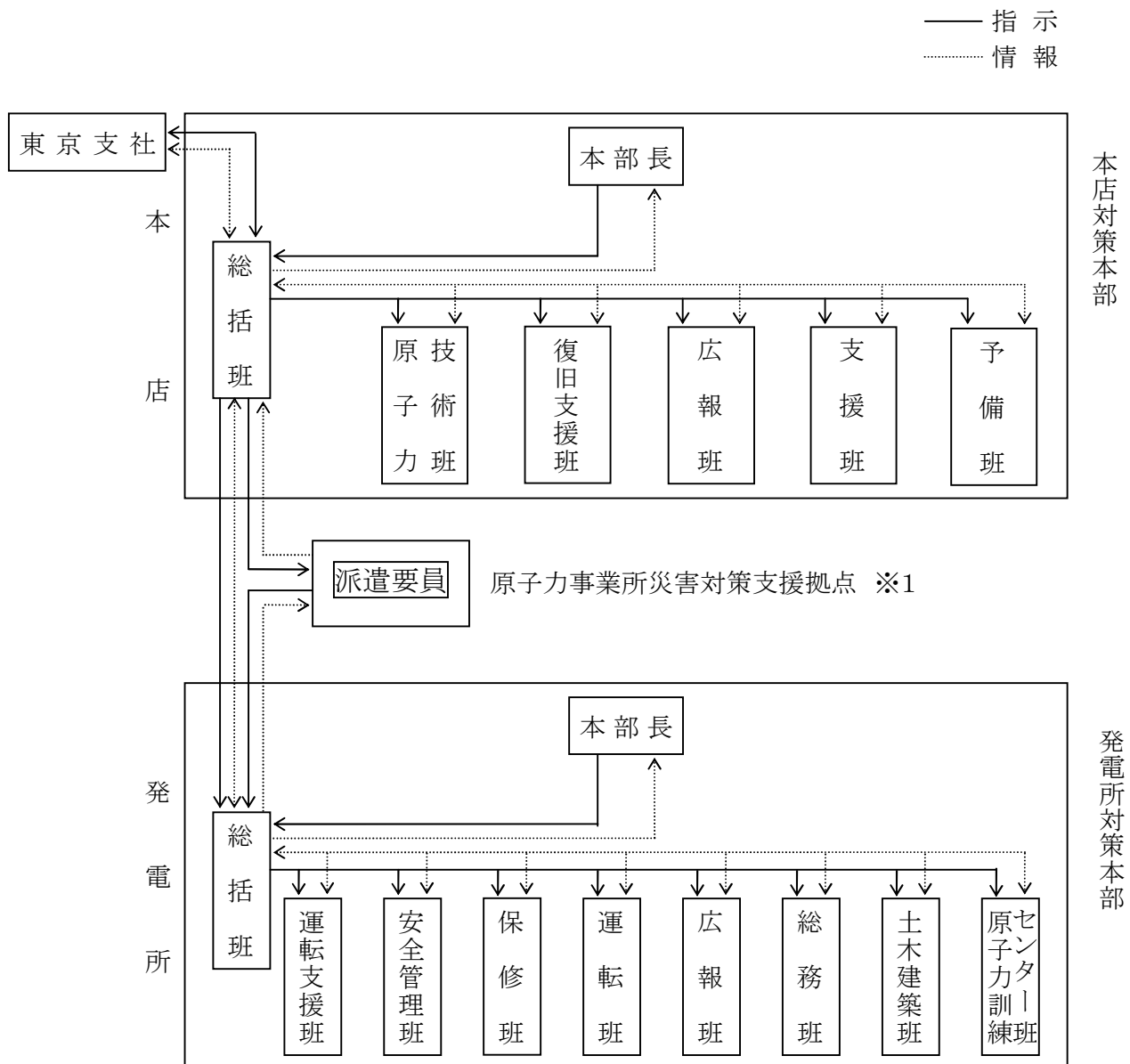
別図 2-7 原子力事業所災害対策支援拠点原子力防災組織及び業務分掌

班	主な業務※1	要員数
総括班	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点の設営（電源、情報・電子通信システムの構築・運用を含む） ・拠点の運営 ・情報の収集及び状況把握 ・指示の伝達 ・本店、発電所との連絡・調整 ・構成員の動員及び庶務 ・対外対応 	13名
放射線管理班	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線管理(被ばく管理、入退域管理、作業管理等) ・放射線管理教育 	11名
支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・資機材、食料、飲料水等の調達・運搬等 	2名
医療班	<ul style="list-style-type: none"> ・被ばく医療活動 ・作業員健康管理 	3名



※1：防災業務計画省令第2条第3項に基づき、防災組織の一部を委託する場合には別表7-1に示す。

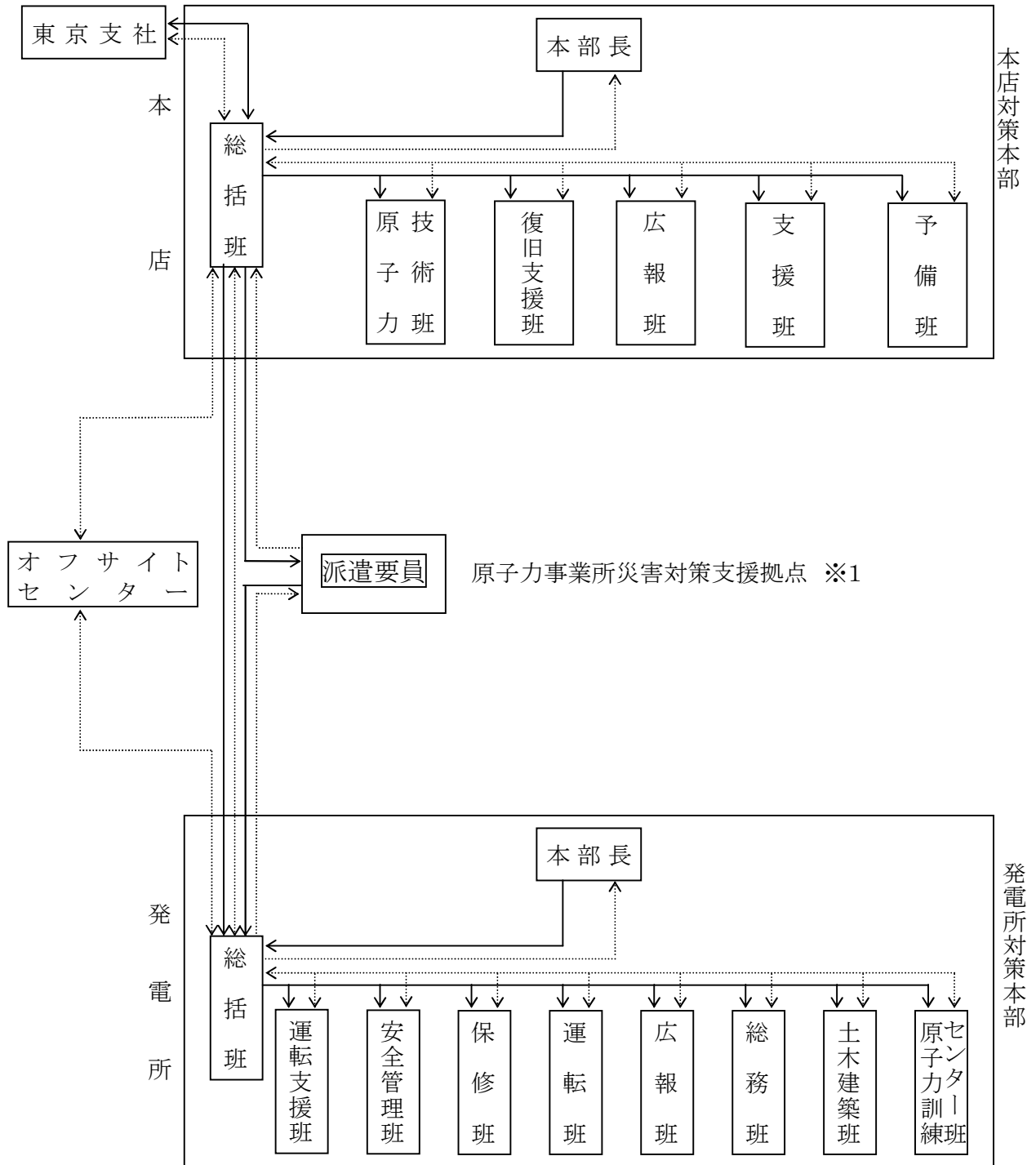
別図3-1 緊急時体制発令後の社内の伝達経路(第1種緊急時体制発令時)(1/2)



※1：原子力事業所災害対策支援拠点が設置されている場合に限る。

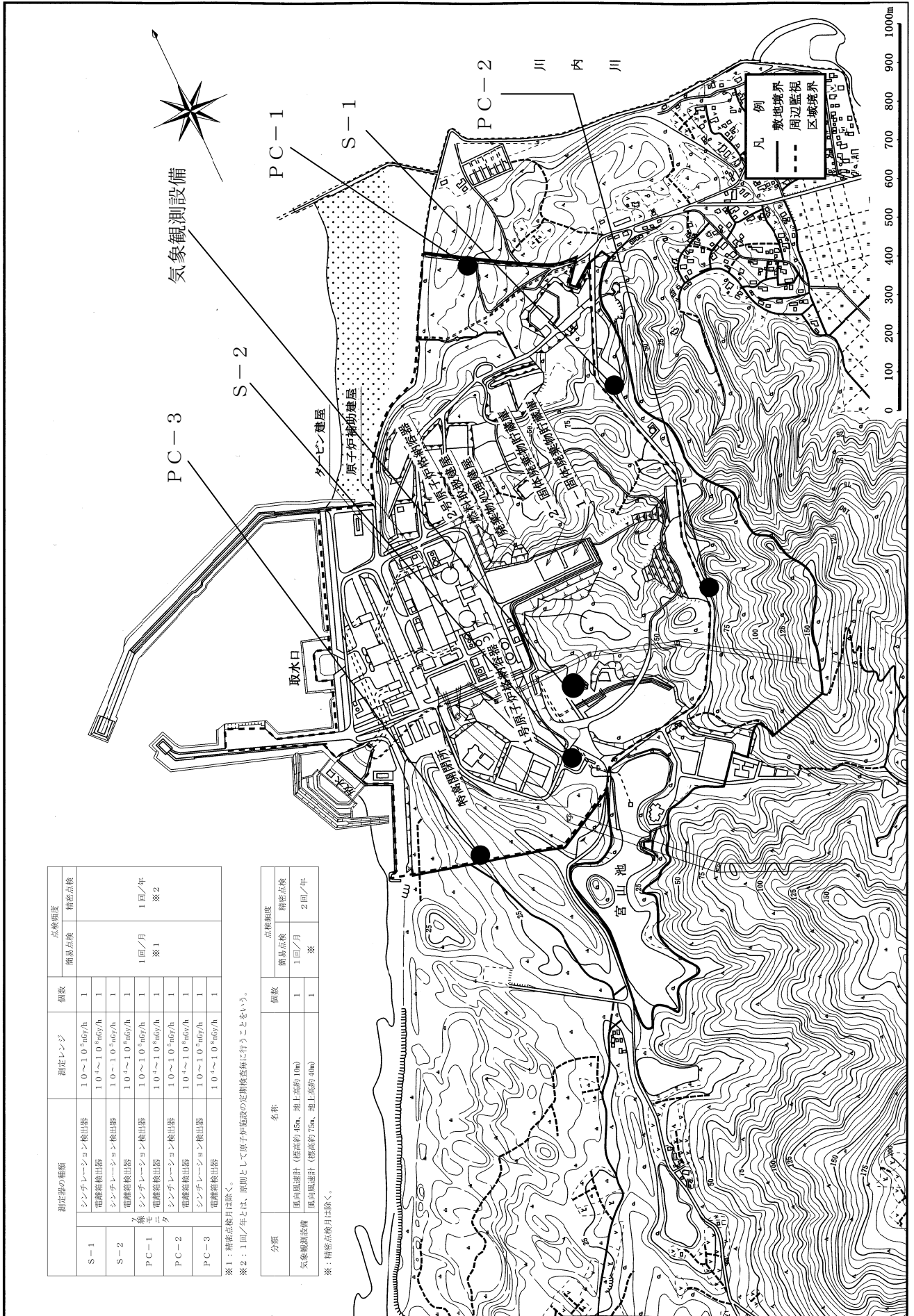
別図3-1 緊急時体制発令後の社内の伝達経路(第2種緊急時体制発令時)(2/2)

—— 指示
 情報



※1：原子力事業所災害対策支援拠点が設置されている場合に限る。

別図3-2 発電所敷地境界付近の放射線測定設備等



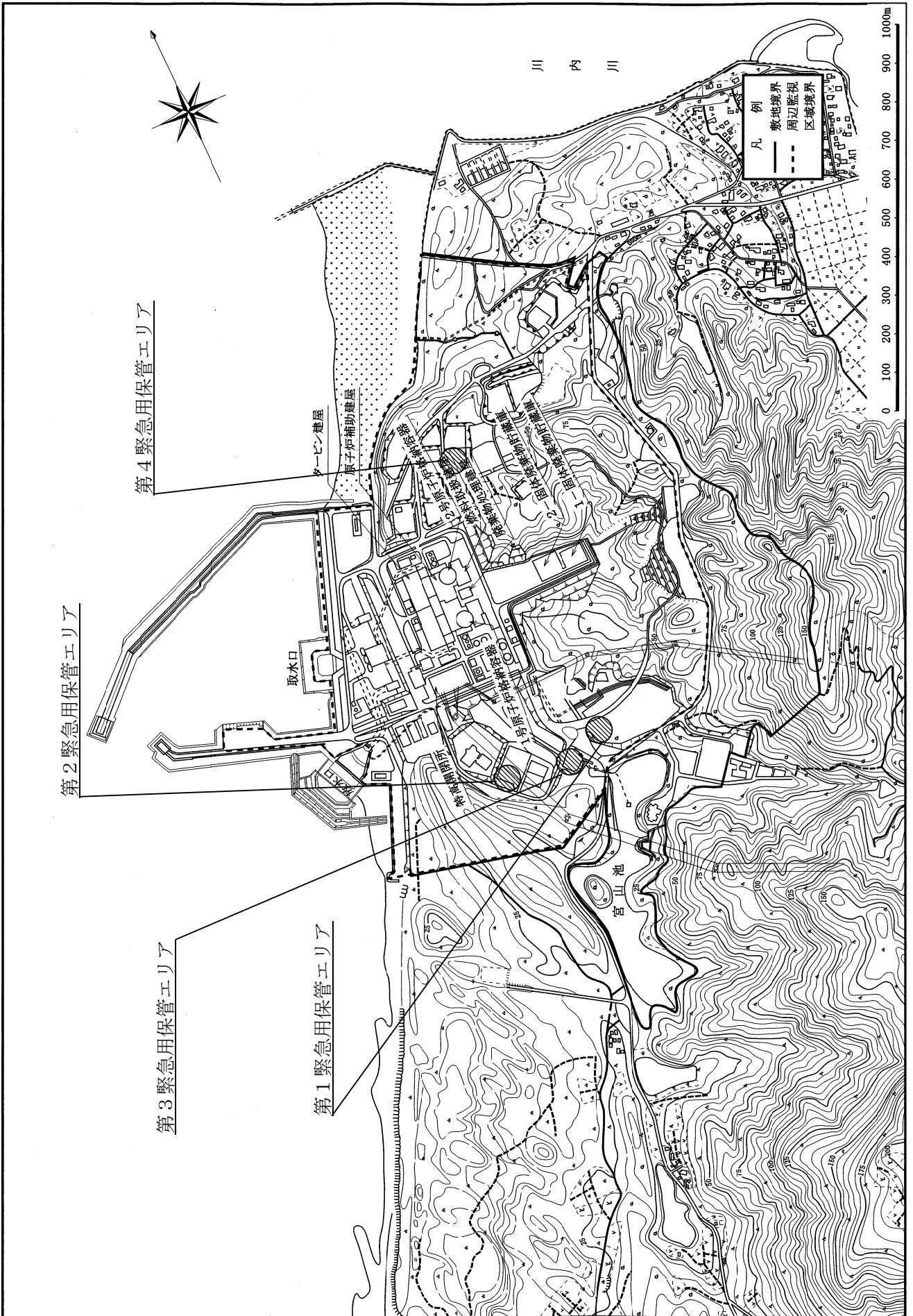
測定器の種類	測定レンジ	個数	点検頻度
S-1	シンチレーション検出器 10 ⁻¹ ~10 ⁵ Bq/h	1	精密点検
	電離箱検出器 10 ⁴ ~10 ⁶ Bq/h	1	
S-2	シンチレーション検出器 10 ⁻¹ ~10 ⁵ Bq/h	1	
	電離箱検出器 10 ⁴ ~10 ⁶ Bq/h	1	
PC-1	シンチレーション検出器 10 ⁻¹ ~10 ⁵ Bq/h	1	1回/月 ※1
	電離箱検出器 10 ⁴ ~10 ⁶ Bq/h	1	
PC-2	シンチレーション検出器 10 ⁻¹ ~10 ⁵ Bq/h	1	1回/年 ※2
	電離箱検出器 10 ⁴ ~10 ⁶ Bq/h	1	
PC-3	シンチレーション検出器 10 ⁻¹ ~10 ⁵ Bq/h	1	
	電離箱検出器 10 ⁴ ~10 ⁶ Bq/h	1	

※1：精密点検月は除く。
 ※2：1回/年とは、原則として原子炉施設の定期検査時に行うことをいう。

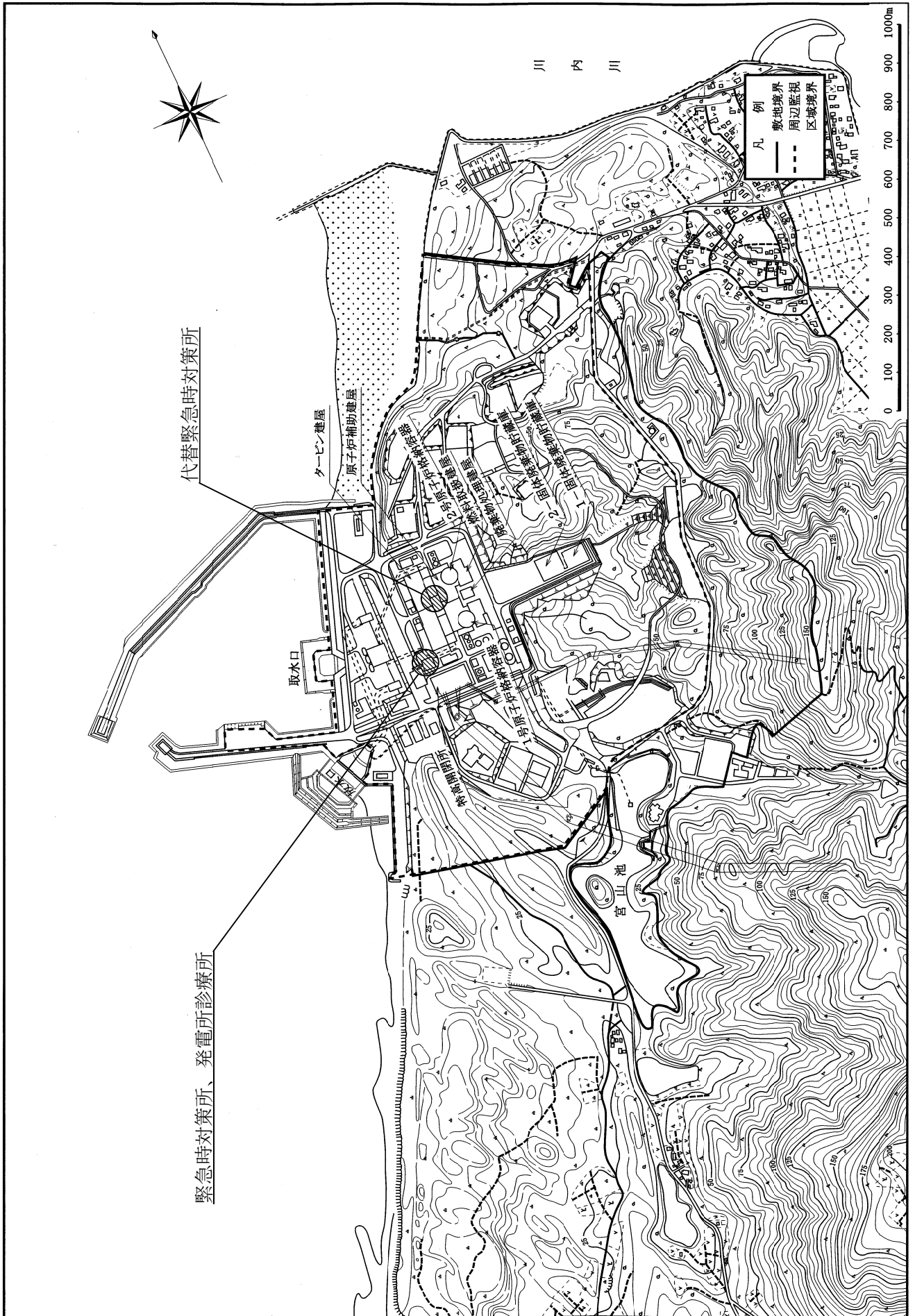
分類	名称	個数	点検頻度
気象観測設備	風向風速計（標高約5m、地上高約10m）	1	精密点検 1回/月 ※
	風向風速計（標高約5m、地上高約10m）	1	※

※：精密点検月は除く。

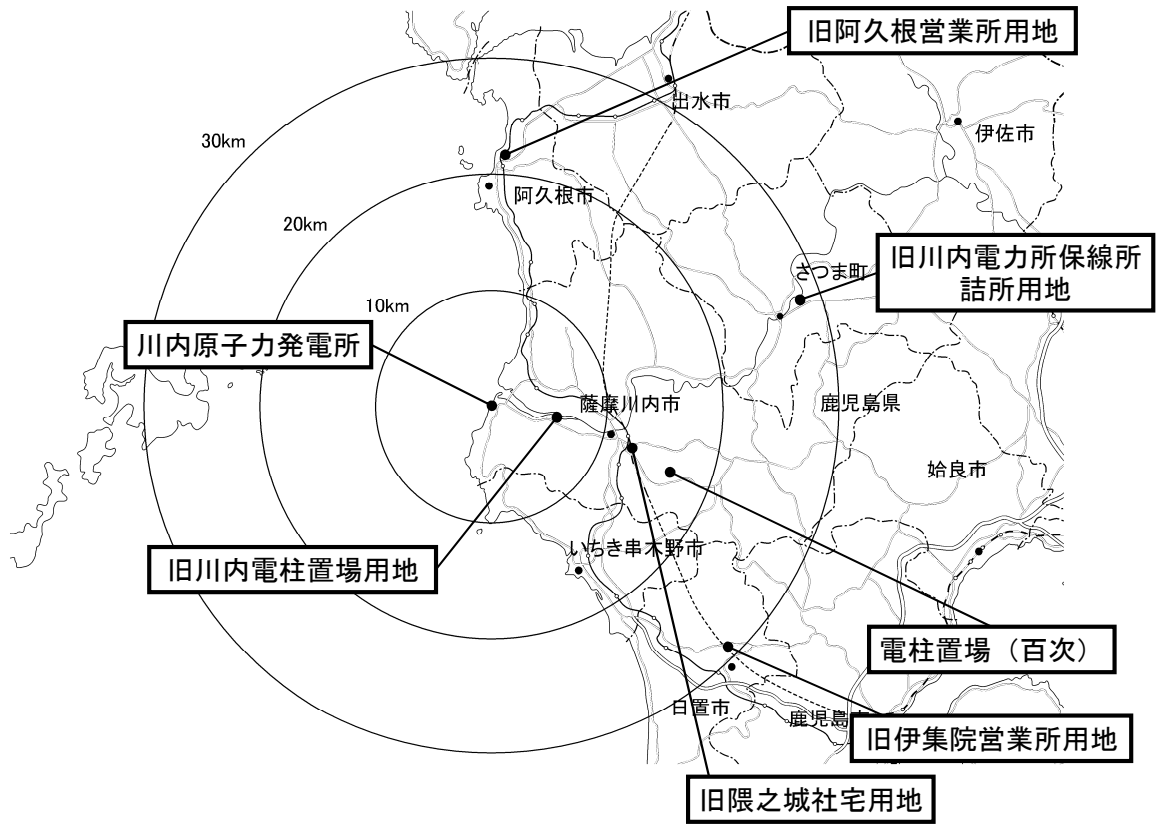
別図3-3 その他の原子力防災資機材（緊急時対応に必要な主な資機材）



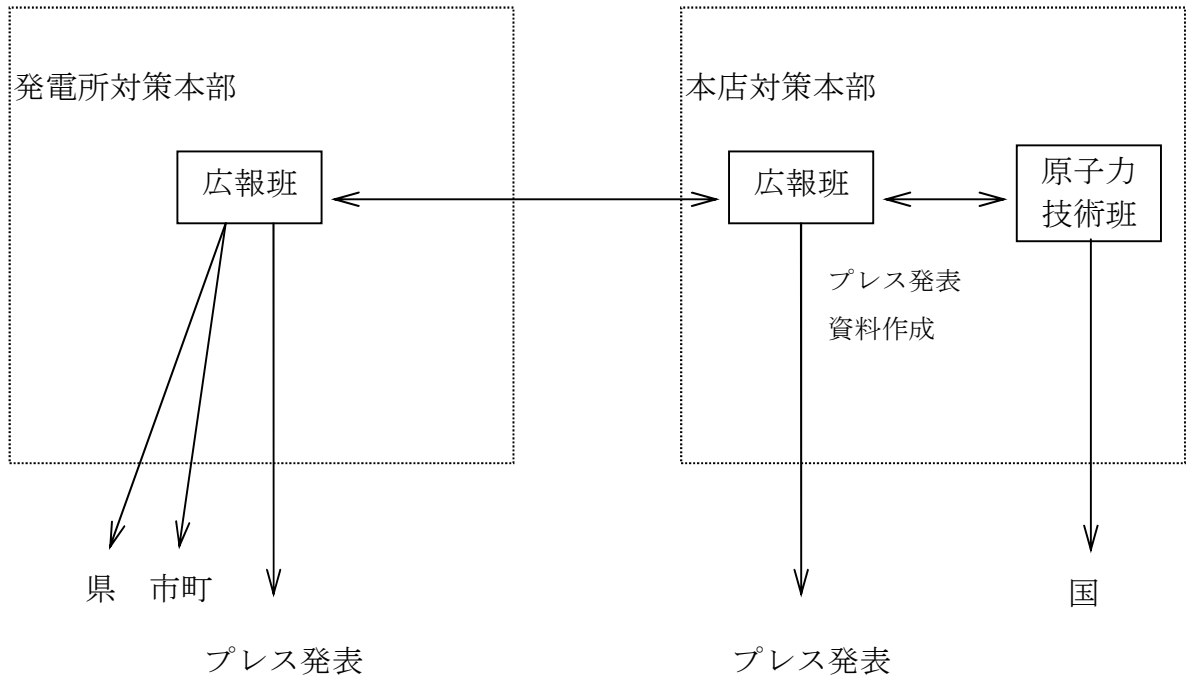
別図3-4 発電所内の緊急時対策所及び応急処置施設



別図 3—5 川内原子力発電所と原子力事業所災害対策支援拠点の位置



別図 4-1 公表内容の伝達経路



別表 2-1 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準 (1/8)

略称	法令
<p>(1) 敷地境界 放射線量 上昇</p>	<p>政令第 4 条第 4 項第 1 号 <u>第 1 項に規定する基準以上の放射線量が第 2 項又は前項の定めによるところにより検出されたこと。</u></p> <p>政令第 4 条第 1 項 (第 1 項に規定する基準) 法第 10 条第 1 項の政令で定める基準は、5 μSv/h の放射線量とする。</p> <p>政令第 4 条第 2 項 (第 2 項の定めによるところ) 法第 10 条第 1 項の規定による放射線量の検出は、法第 11 条第 1 項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上について、それぞれ単位時間 (2 分以内のものに限る。) ごとのガンマ線の放射線量を測定し 1 時間当たりの数値に換算して得た数値が、前項の放射線量以上のものとなっているかどうかを点検することにより行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。 一 当該数値が 1 地点のみにおいて検出された場合 (検出された時間が 10 分間未満であるときに限る。) 二 当該数値が落雷の時に検出された場合</p> <p>政令第 4 条第 3 項 (第 3 項の定めによるところ) <u>前項の定めによるところにより検出された放射線量が法第 11 条第 1 項の規定により設置された放射線測定設備の全てについて第 1 項の放射線量を下回っている場合において、当該放射線測定設備の一又は二以上についての数値が 1 μSv/h 以上であるときは、法第 10 条第 1 項の規定による放射線量の検出は、前項の規定にかかわらず、同項の定めるところにより検出された当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において原子力規制委員会規則で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計することにより行うものとする。</u></p> <p>「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令」(以下「通報省令」という。) 第 4 条 (原子力規制委員会規則で定めるところ) 令第 4 条第 3 項の規定による中性子線の測定は、中性子線 (自然放射線によるものを除く。) が検出されないことが明らかとなるまでの間、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令第 4 条第 1 項の規定により備え付けることとされた中性子線測定用可搬式測定器によって、瞬間ごとの中性子線の放射線量を測定し、1 時間当たりの数値に換算することにより行うものとする。</p>

別表 2-1 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準 (2/8)

略称	法令		
<p>(2) 放射性物質通常経路放出</p>	<p>政令第 4 条第 4 項第 2 号 当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が第 1 項に規定する放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>第 1 項に規定する放射線量：5 μSv/h (1) 参照。 原子力規制委員会規則で定める基準、原子力規制委員会規則で定めるところ：通報省令第 5 条。添付参照。</p>		
<p>(3) 火災爆発等による放射性物質放出</p>	<p>政令第 4 条第 4 項第 3 号 当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として原子力規制委員会規則で定める区域をいう。)外の場所(前号に規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射線量又は放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>イ 50 μSv/h 以上の放射線量 ロ 当該場所におけるその放射能水準が 5 μSv/h の放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質</p> <p>通報省令第 6 条第 1 項(原子力規制委員会規則で定める区域) 令第 4 条第 4 項第 3 号に規定する区域は、次の表の上覧に掲げる原子力事業者の区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる区域とする。</p> <p>(抜粋)</p> <table border="1" data-bbox="352 1272 1418 1442"> <thead> <tr> <th data-bbox="352 1272 1418 1317">原子炉設置者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="352 1317 1418 1442"> 实用発電用原子炉(規制法第 43 条の 4 第 1 項に規定する实用発電用原子炉をいう。)の設置の許可を受けた者にあつては实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 1 条第 2 項第 4 号に、(略)規定する管理区域。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>前号に規定する場所：当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所。(2) 参照。</p>	原子炉設置者	实用発電用原子炉(規制法第 43 条の 4 第 1 項に規定する实用発電用原子炉をいう。)の設置の許可を受けた者にあつては实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 1 条第 2 項第 4 号に、(略)規定する管理区域。
原子炉設置者			
实用発電用原子炉(規制法第 43 条の 4 第 1 項に規定する实用発電用原子炉をいう。)の設置の許可を受けた者にあつては实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 1 条第 2 項第 4 号に、(略)規定する管理区域。			

別表2-1 原災法第10条第1項に基づく通報基準(3/8)

略称	法令
	<p>通報省令第6条第3項(原子力規制委員会規則で定めるところ) 令第4条第4項第3号の規定による放射線量又は放射性物質の検出は、次に定めるところによるものとする。 一 放射線量については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、50 μSv/h以上の放射線量の水準を10分間以上継続して検出すること 二 放射性物質については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出すること</p> <p>通報省令第6条第4項 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により令第4条第4項第3号イの放射線量の水準又は第2項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>通報省令第6条第2項(原子力規制委員会規則で定める基準) 令第4条第4項第3号ロの原子力規制委員会規則で定める基準は、空気中の放射性物質の濃度について、次に掲げる放射能水準とする。 一 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあつては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度に50を乗じて得た値 二 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度 三 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあつては、空气中濃度限度(当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いものに50を乗じて得た値</p>
<p>(4) 事業所外 運搬放射 線量異常</p>	<p>政令第4条第4項第4号 事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100 μSv/h以上の放射線量が原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令」(以下「外運搬通報省令」という。)第2条第1項(原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところ) 令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。</p> <p>外運搬通報省令第2条第2項 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であつて、その状況に鑑み、前項の検出により令第4条第4項第4号の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</p>

別表 2-1 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準 (4/8)

略称	法令
(5) トリップ 失敗	通報省令第 7 条第 1 号イ (1) 原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の中性子の吸収材 (略) により原子炉を停止することができないこと。
(6) 原子炉冷 却材漏え い	通報省令第 7 条第 1 号イ (2) 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材 (略) の漏えいが発生すること。
(7) 蒸気発生 器給水喪 失	通報省令第 7 条第 1 号イ (4) 原子炉 (略) の運転中に蒸気発生器へのすべての給水機能が喪失すること。
(8) 全交流電 源喪失	通報省令第 7 条第 1 号イ (6) 原子炉の運転中にすべての交流電源からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 5 分以上継続すること。
(9) 直流電源 喪失	通報省令第 7 条第 1 号イ (7) 原子炉の運転中に非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が 5 分以上継続すること。
(10) 停止時原 子炉水位 低下	通報省令第 7 条第 1 号イ (8) 原子炉 (略) の停止中に原子炉容器内に照射済み燃料集合体がある場合において、当該原子炉容器内の水位が (略) 当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失する水位まで低下すること。
(11) 使用済燃 料ピット 水位異常 低下	通報省令第 7 条第 1 号イ (10) 照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下すること。
(12) 中央制御 室使用不 能	通報省令第 7 条第 1 号イ (11) 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能又は原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。
(13) 原子炉外 臨界	通報省令第 7 条第 2 号 原子炉の運転等のための施設の内部 (原子炉の内部を除く。) において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。

別表 2-1 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準 (5/8)

<p>(14) 事業所外 運搬事故</p>	<p>外運搬通報省令第 3 条 令第 4 条第 4 項第 5 号の原子力規制委員会規則・国土交通省令で定める事象は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、事業所外運搬（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成 2 年科学技術庁告示第 5 号）第 3 条並びに第 5 条第 1 項第 1 号（液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第 2 項第 1 号、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示（昭和 52 年運輸省告示第 585 号）第 4 条並びに第 10 条第 1 項第 1 号（液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第 2 項第 1 号並びに航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示（平成 13 年国土交通省告示第 1094 号）第 4 条並びに第 7 条第 1 項第 1 号（液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第 2 項第 1 号に規定する核燃料物質等の運搬を除く。）に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあることとする。</p>
<p>(15) 原子力緊急事態事象</p>	<p>政令第 6 条第 4 項第 3 号、通報省令第 14 条第 1 項イ～ヌ（ニを除く）及び外運搬通報省令第 4 条 (別表 2-2 参照)</p>

別表 2-1 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準 (6/8)

添付 通報省令第 5 条第 1 項の規定に基づく水準 (1/2)

場合	基準	検出
一 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1 種類の放射性物質である場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度を排気筒その他これらに類する場所における 1 秒間当たりの放出風量で除して得た値に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	イの値を 10 分間以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	ロの値を累積 (原子炉の運転等のための施設の通常の状態における放射性物質の放出による累積を除く。) して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあつては、放射性物質の種類に応じた水中濃度限度に 50 を乗じて得た値	ハの値を 10 分間以上継続して検出すること。
二 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2 種類以上の放射性物質がある場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質の濃度についての前号イの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度	イの値を 10 分間以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の放射能のそれぞれその放射性物質の放射能についての前号ロの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の放射能の値	ロの値を累積 (原子炉の運転等のための施設の通常の状態における放射性物質の放出による累積を除く。) して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質の濃度についての前号ハの規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度	ハの値を 10 分間以上継続して検出すること。

別表 2-1 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準 (7/8)

添付 通報省令第 5 条第 1 項の規定に基づく水準 (2/2)

場合	基準	検出
三 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）を排気筒その他これらに類する場所における 1 秒間当たりの放出風量で除して得た値のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	イの値を 10 分間以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表に基づく係数を乗じて得た値	ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあつては、水中濃度限度（当該水中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに 50 を乗じて得た値	ハの値を 10 分間以上継続して検出すること。

空气中濃度限度：実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 15 条第 4 号の原子力規制委員会が定める濃度限度に係わるもの（略）に係わるものをいう。

水中濃度限度：実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 15 条第 7 号の原子力規制委員会が定める濃度限度に係わるもの（略）に係わるものをいう。

別表 2-1 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準 (8/8)
別表 (通報省令第 5 条関係)

放射性物質が放出される地点の地表からの高さ (注) (m)	排気筒等の放射性物質の測定を行っている場所から敷地境界までの水平距離 (m)															単位 [m ³ /s]			
	20 未満	20 以上 30 未満	30 以上 40 未満	40 以上 50 未満	50 以上 60 未満	60 以上 70 未満	70 以上 80 未満	80 以上 90 未満	90 以上 100 未満	100 以上 200 未満	200 以上 300 未満	300 以上 400 未満	400 以上 500 未満	500 以上 600 未満	600 以上 700 未満	700 以上 800 未満	800 以上 900 未満	900 以上 1000 未満	1000 以上
1 未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶
1 以上 10 未満	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵
10 以上 20 未満	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴
20 以上 30 未満	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵
30 以上 40 未満	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵
40 以上 50 未満	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵
50 以上 60 未満	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵
60 以上 70 未満	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵
70 以上 80 未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶
80 以上 90 未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶
90 以上 100 未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶
100 以上 110 未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶
110 以上 120 未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶
120 以上 130 未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶
130 以上 140 未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶
140 以上 150 未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶
150 以上	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶

(注) 高さは、吹き上げ高さや建屋、地形の影響等を考慮した見かけの放出源高さを用いることができる。

別表 2 - 2 原災法第 15 条第 1 項の原子力緊急事態宣言発令の基準 (1 / 4)

略称	法令
<p>(1) 敷地境界 放射線量 上昇</p>	<p>法第 15 条第 1 項第 1 号 第 10 条第 1 項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合</p> <p>政令第 6 条第 1 項 (政令で定める放射線測定設備) 法第 15 条第 1 項第 1 号の政令で定める放射線測定設備は、所在都道府県知事又は関係周辺都道府県知事とその都道府県の区域内に設置した放射線測定設備であって法第 11 条第 1 項の放射線測定設備の性能に相当する性能を有するものとする。</p> <p>政令第 6 条第 2 項 (政令で定める測定方法) 法第 15 条第 1 項第 1 号の政令で定める測定方法は、単位時間 (10 分以内のものに限る。) ごとのガンマ線の放射線量を測定し、1 時間当たりの数値に換算することにより行うこととする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。</p> <p>政令第 6 条第 3 項 (政令で定める基準) 法第 15 条第 1 項第 1 号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 第 4 条第 4 項第 1 号に規定する検出された放射線量 (法第 11 条第 1 項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上についての数値が $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上である場合にあっては、当該各放射線測定設備における放射線量と第 4 条第 3 項に規定する中性子線の放射線量とを合計して得られる放射線量) 又は第 1 項の放射線測定設備及び前項の測定方法により検出された放射線量 $500 \mu\text{Sv/h}$ 二 (以下、略)</p>
<p>(2) 放射性物質通常経路放出</p>	<p>政令第 6 条第 4 項第 1 号 第 4 条第 4 項第 2 号に規定する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が前項第 1 号に定める放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>通報省令第 12 条 (原子力規制委員会規則で定める基準及び原子力規制委員会規則で定めるところ) 令第 6 条第 4 項第 1 号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあっては、第 5 条の表の上覧に掲げる場合に応じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げる基準に 100 を乗じて得たものとし、検出についてはそれぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p>

別表2-2 原災法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準(2/4)

略称	法令
<p>(3) 火災爆発等による放射性物質放出</p>	<p>政令第6条第3項 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 (略) 二 第4条第4項第3号イに規定する検出された放射線量 5mSv/h 三 (略)</p> <p>政令第6条第4項第2号 第4条第4項第3号に規定する場所において、当該場所におけるその放射能水準が500μSv/hの放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>通報省令第13条(原子力規制委員会規則で定める基準及び原子力規制委員会規則で定めるところ) 令第6条第4項第2号の原子力規制委員会規則で定める基準は、第6条第2項各号の場合に応じ、それぞれ当該各号の基準に100を乗じて得たものとする。 2 令第6条第4項第2号の規定による放射性物質の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出することとする。 3 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により第1項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p>
<p>(4) 事業所外運搬放射線量上昇</p>	<p>政令第6条第3項 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 (略) 二 (略) 三 第4条第4項第4号に規定する検出された放射線量 10mSv/h</p>
<p>(5) 原子炉外臨界</p>	<p>政令第6条第4項第3号 原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉本体の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にあること。</p>
<p>(6) 原子炉停止機能喪失</p>	<p>通報省令第14条第1項イ 原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止するすべての機能が喪失すること。</p>

別表2-2 原災法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準(3/4)

略称	法令
(7) ECCS 作動失敗	通報省令第14条第1項ロ 原子炉(略)の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合又は(略)蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。
(8) 格納容器 圧力上昇	通報省令第14条第1項ハ 原子炉の運転中に原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、原子炉格納容器内の圧力が当該格納容器の設計上の最高使用圧力に達すること。
(9) 蒸気発生 器給水機 能喪失	通報省令第14条第1項ホ 原子炉の運転中((略)全ての交流電源からの電気の供給が停止した場合に限る。)において、(略)蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。
(10) 直流電源 喪失	通報省令第14条第1項ヘ 原子炉の運転中に全ての非常用直流電源からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。
(11) 炉心溶融	通報省令第14条第1項ト 原子炉容器内の炉心の溶融を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の温度を検知すること。
(12) 停止時原 子炉水位 異常低下	通報省令第14条第1項チ 原子炉の停止中に原子炉容器内の照射済み燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象を検知すること。
(13) 停止時残 留熱除去 機能喪失	通報省令第14条第1項リ 原子炉(略)の停止中に原子炉容器内に照射済み燃料集合体がある場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失する水位まで低下し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。
(14) 中央制御 室等使用 不能	通報省令第14条第1項ヌ 原子炉制御室及び原子炉制御室外からの原子炉を停止する機能又は原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。

別表 2 - 2 原災法第 15 条第 1 項の原子力緊急事態宣言発令の基準 (4 / 4)

略称	法令
(15) 事業所外 運搬事故	<p>外運搬通報省令第 4 条</p> <p>令第 6 条第 4 項第 4 号の原子力規制委員会規則・国土交通省令で定める事象は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第 1、別表第 2、別表第 3、別表第 4、別表第 5 又は別表第 6 の第 1 欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第 1、別表第 2、別表第 3、別表第 4、別表第 5 又は別表第 6 の第 1 欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第 2、別表第 3、別表第 4、別表第 5、別表第 6 又は別表第 7 の第 1 欄に掲げるものに限る。）に応じ、それぞれ核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第 1 の第 3 欄、別表第 2 の第 3 欄、別表第 3 の第 3 欄、別表第 4 の第 2 欄、別表第 5 の第 2 欄又は別表第 6 の第 3 欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第 1 の第 3 欄、別表第 2 の第 3 欄、別表第 3 の第 3 欄、別表第 4 の第 2 欄、別表第 5 の第 2 欄又は別表第 6 の第 3 欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第 2 の第 3 欄、別表第 3 の第 3 欄、別表第 4 の第 3 欄、別表第 5 の第 2 欄、別表第 6 の第 2 欄又は別表第 7 の第 3 欄に掲げる値の放射性物質が事業所外運搬（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和 53 年総理府令第 57 号）第 3 条第 2 項、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和 32 年運輸省令第 30 号）第 80 条第 2 項及び航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号）第 194 条第 2 項第 2 号イ（4）に規定する低比放射性物質又は表面汚染物の運搬を除く。）に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあることとする。</p>

別表 2-3 原子力防災要員の職務と配置

原子力防災要員の職務	配 置	原子力防災組織の班名
(1) 特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理並びに内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に係る特定事象の発生の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	発電所	総括班 広報班
(2) 原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換並びに緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策についての相互の協力	発電所	総括班
	オフサイトセンター	原子力防災管理者が指名する者 (副原子力防災管理者を含む。)
(3) 特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	発電所	広報班
	オフサイトセンター	原子力防災管理者が指名する者
(4) 原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	発電所	安全管理班
	オフサイトセンター	原子力防災管理者が指名する者
(5) 原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施	発電所	運転班
(6) 防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧	発電所	保修班
(7) 放射性物質による汚染の除去	発電所	安全管理班
	オフサイトセンター	原子力防災管理者が指名する者
(8) 被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	発電所	総務班
(9) 原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送	発電所	総務班
(10) 原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従事者等の避難誘導	発電所	総務班

別表3-1 原子力防災資機材(1/2)

分類	法令による名称	具体的名称	数量	設置場所 保管場所	点検頻度
放射線障害防護用器具	汚染防護服	アノラック	50組	保健物理室 みやま寮 モニタリングカー	年1回
		タイベック	50組		
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	セルフエアセット	3個	保健物理室	年1回
	フィルター付き防護マスク	全面マスク	50個	保健物理室 みやま寮 モニタリングカー	年1回
半面マスク		50個			
通信機器 非常用	緊急時電話回線	緊急時電話回線	1回線	緊急時対策所	年1回
	ファクシミリ	ファクシミリ	1台		
	携帯電話等	携帯電話等	7台		
計測器等	固定式測定器	1号A/B排気筒モニタ	1台	1号原子炉補助建屋	定検毎
		1号C/V排気筒モニタ	1台		
		2号A/B排気筒モニタ	1台	2号原子炉補助建屋	
		2号C/V排気筒モニタ	1台		
		試料放射能測定装置	1台	放射能測定室	
	ガンマ線測定用サーベイメータ	γ測定電離箱サーベイメータ	4台	保健物理室 みやま寮	年1回
		γ測定ポケットサーベイメータ(貸与分)	10台	緊急時対策所	年1回
	中性子線測定用サーベイメータ	中性子線測定サーベイメータ	2台	保健物理室	年1回
	空間放射線積算線量計	蛍光ガラス線量計	150個	環境放射能測定室	年1回
		蛍光ガラス線量計(貸与分)	100個	緊急時対策所	年1回
		蛍光ガラス線量計リーダー	1台	環境放射能測定室	年1回
	表面汚染密度測定用サーベイメータ	α表面汚染測定シンチレーションサーベイメータ	1台	みやま寮	年1回
		β表面汚染測定GM汚染サーベイメータ	1台		
	可搬式ダスト測定関連機器	可搬式ダストサンプラ	3台	緊急時対策所 モニタリングカー	年1回
		可搬式ダストサンプラ(貸与分)	10台	緊急時対策所	年1回
		ダスト・ヨウ素サンプラ	1台	モニタリングカー	年1回
		ダスト測定器	1台		
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	可搬式ヨウ素サンプラ	1台	モニタリングカー	年1回
		ヨウ素測定器	1台		
	個人用外部被ばく線量測定器	ガラスバッジ	50台	みやま寮	3か月1回(交換)
ガラスバッジ(貸与分)		50台	緊急時対策所	3か月1回(交換)	

別表 3-1 原子力防災資機材 (2/2)

分類	法令による名称	具体的名称	数量	設置場所 保管場所	点検頻度
その他資機材	ヨウ素剤	ヨウ化カリウム丸	310錠	健康管理室	年1回
	担架	担架	1台		
	除染用具	除染キット	1式		
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	ワゴン車	1台	原子力訓練センター 駐車場	年1回
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	屋外消火栓設備	1式	構内	年1回
	その他	モニタリングカー	2台	モニタリングカー	年1回

別表3-2 その他の原子力防災資機材(1/2)

分類	名称	数量	設置場所 保管場所	点検頻度	
				存否・外観	機能
通 信 機 器	緊急時電話回線	3回線	みやま寮 代替緊急時対策所	月1回	月1回
	ファクシミリ	2台			
	衛星電話	3台	緊急時対策所 中央制御室 代替緊急時対策所	月1回	月1回
	衛星携帯電話	7台	緊急時対策所 中央制御室 みやま寮 代替緊急時対策所 平佐寮 宮里寮	月1回	月1回
	衛星携帯電話	4台	代替緊急時対策所	6ヶ月1回	年1回
	保安電話	19台	緊急時対策所 みやま寮 代替緊急時対策所	月1回	月1回
	テレビ会議システム	2式	緊急時対策所 代替緊急時対策所	月1回	月1回
計 測 器 等	電離箱サーバイメータ	5台	緊急時対策所 保健物理室 中央制御室 代替緊急時対策所	月1回	年1回
	ポケットサーバイメータ	12台	緊急時対策所 保健物理室 代替緊急時対策所	月1回	年1回
	可搬型モニタリングポスト	3台	環境放射能測定室	月1回	年1回
	ダストサンプラ	1台	代替緊急時対策所	月1回	年1回
	ポケット線量計	120本	緊急時対策所 中央制御室 みやま寮 代替緊急時対策所	月1回	月1回
	ガラスバッジ	130個	緊急時対策所 中央制御室 代替緊急時対策所	月1回	3ヶ月1回 (交換)
緊急時対応に必要な主な資機材	ホイールローダ	3台	第1緊急用保管エリア 第4緊急用保管エリア	6ヶ月1回	年1回
	油圧ショベル	1台	第4緊急用保管エリア	6ヶ月1回	年1回
	フォークリフト	3台	第1緊急用保管エリア 第4緊急用保管エリア	6ヶ月1回	年1回
	ユニック車	1台	第4緊急用保管エリア	6ヶ月1回	年1回
	トラック	2台	第1緊急用保管エリア 第4緊急用保管エリア	6ヶ月1回	年1回
	タンクローリ	1台	第4緊急用保管エリア	6ヶ月1回	年1回
	高圧発電機車	2台			
移動式大容量発電機	2台	第2緊急用保管エリア	6ヶ月1回	年1回	

別表3-2 その他の原子力防災資機材(2/2)

分類	名称	数量	設置場所 保管場所	点検頻度	
				存否・外観	機能
緊急時対応に必要な主な資機材	半面マスク	70体	緊急時対策所 中央制御室 代替緊急時対策所	月1回	年2回
	全面マスク	70体			
	汚染防護服(タイベック)	84着	保健物理室 中央制御室 代替緊急時対策所	月1回	-
	高線量対応防護服	10着	保健物理室	月1回	年1回
	可搬型発電機	2式	防災倉庫 防災用具倉庫	月1回	月1回
	サーチライト	30個	防災用具倉庫 代替緊急時対策所	月1回	月1回
	乾電池	1,000個	防災用具倉庫 代替緊急時対策所	月1回	-
	ポータブル電源装置	2台	緊急時対策所 代替緊急時対策所	月1回	月1回
	ガソリン	1式	危険物屋内貯蔵庫 (第3緊急用保管エリア)	6ヶ月1回	年1回
	可搬式小型ポンプ	3式	D/G室近傍 第4緊急用保管エリア	月1回	月1回
	ケーブル他	1式	第2緊急用保管エリア 第4緊急用保管エリア 安全補機開閉器室 D/G室近傍	6ヶ月1回	年1回
	水中ポンプ	8台	第4緊急用保管エリア	6ヶ月1回	年1回
	エンジンポンプ	6台			
	ディーゼルエンジン発電機	4台			
	ホース他	1式			
	食料	3,600食	中央制御室 (雑品庫)	月1回	-
水	1,200ℓ				

別表 3-3 原子力災害対策活動で使用する資料

資 料 名
1. 発電所周辺地図 ① 発電所周辺地域地図 (1/25,000) ※ ② 発電所周辺地域地図 (1/50,000) ※
2. 発電所周辺航空写真パネル※
3. 発電所気象観測データ ① 統計処理データ※ ② 毎時観測データ※
4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ ① 空間線量モニタリング配置図※ ② 環境試料サンプリング位置図※ ③ 環境モニタリング測定データ※
5. 発電所周辺人口関連データ ① 方位別人口分布図 ② 集落の人口分布図 ③ 市町村人口表
6. 主要系統模式図 (各ユニット)
7. 原子炉設置許可申請書 (各ユニット) ※
8. 系統図及びプラント配置図 ① 系統図 ② プラント配置図※
9. プラント関連プロセス及び放射線計測配置図 (各ユニット)
10. プラント主要設備概要 (各ユニット)
11. 原子炉安全保護系ロジック一覧表 (各ユニット)
12. 規定類 ① 原子炉施設保安規定※ ② 原子力事業者防災業務計画※
13. 運転基準緊急処置編

備考1. 第3章第3節1及び2で定めるオフサイトセンター、鹿児島県、薩摩川内市、いちき串木野市及び阿久根市の災害対策本部等に備え付けるために提出する資料は、本表1～12の資料とする。

2. □: 原災法第12条第4項に基づき、オフサイトセンターに備え付けるために、内閣総理大臣に提出する資料

3. ※: 原子力事業所災害対策支援拠点で使用する資料

別表 3-4 原子力事業所災害対策支援拠点 (1/3)
(原子力事業所災害対策支援拠点の候補地)

1. 旧川内電柱置場用地

項 目	仕 様
所在地	鹿児島県薩摩川内市高江町字円増 3 0 2 番 1
広さ	面積 約 1, 5 0 0 m ²
発電所からの方位、 距離	東 約 6 k m
非常用電源	可搬型発電機

2. 旧隈之城社宅用地

項 目	仕 様
所在地	鹿児島県薩摩川内市隈之城町字後原 9 4 3 番 4
広さ	面積 約 2, 1 0 0 m ²
発電所からの方位、 距離	東 約 1 2 k m
非常用電源	可搬型発電機

3. 電柱置場 (百次)

項 目	仕 様
所在地	鹿児島県薩摩川内市百次町字市ノ瀬 1 2 4 5 番
広さ	面積 約 4, 4 0 0 m ²
発電所からの方位、 距離	東 約 1 6 k m
非常用電源	可搬型発電機

4. 旧阿久根営業所用地

項 目	仕 様
所在地	鹿児島県阿久根市赤瀬川字段 3 8 9 2 番 5
広さ	面積 約 1, 1 0 0 m ²
発電所からの方位、 距離	北 約 2 2 k m
非常用電源	可搬型発電機

5. 旧川内電力所保線所詰所用地

項 目	仕 様
所在地	鹿児島県薩摩郡さつま町田原字大宮田435番2
広さ	面積 約700m ²
発電所からの方位、 距離	東 約28km
非常用電源	可搬型発電機

6. 旧伊集院営業所用地

項 目	仕 様
所在地	鹿児島県日置市伊集院町郡一丁目9番1
広さ	面積 約600m ²
発電所からの方位、 距離	南東 約29km
非常用電源	可搬型発電機

別表 3-4 原子力事業所災害対策支援拠点 (2/3)

(必要な資機材等保管場所及び輸送手段等)

1. 資機材、通信機器保管場所：福岡資材センター

項 目	仕 様
所在地	福岡県福岡市東区名島二丁目 2 9 番 1 号
発電所までの距離	約 2 0 0 k m
備考	敷地内の倉庫を利用

2. 輸送手段

手 段	輸送方法
陸 路	トラックに積み込み、自然災害等の状況により経路を決定し輸送する。(委託契約) ただし、陸送が困難な場合は、ヘリ輸送にて対応する。

3. その他

- (1) 消耗品類（食料、飲料水、毛布等）は、社内の備蓄品から供給する。
なお、輸送手段については、陸路を基本とした上記輸送手段に準ずる。
- (2) 非常用電源等に係る燃料については、初期対応に必要な数量確保に加え、調達先と災害時優先調達契約を締結している。

別表3-4 原子力事業所災害対策支援拠点(3/3)
(必要な資機材、通信機器の数量等)

分類	資機材	数量	点検頻度	
			存否・外観	機能
出入管理	入退域管理装置	1式	月1回	年1回
	放射線防護教育資料	100部	月1回	—
放管資機材	移動式WBC(車載型) ^{※1}	1台	月1回	年1回
	GM汚染サーベイメータ	24台	月1回	年1回
	NaIシンチレーションサーベイメータ	2台	月1回	年1回
	電離箱サーベイメータ	2台	月1回	年1回
	個人線量計(ポケット線量計)	540個	月1回	年1回
	汚染防護服(ゴム手袋)	8,400双	月1回	—
	汚染防護服 (上下下着、帽子、綿手袋、靴下、オーバーシューズ、タイベック、アノラック)	各4,200組、個、双、足、着	月1回	—
	全面マスク	900個	月1回	年1回
除染用資機材	除染用テント、車除染用洗浄機	2式	月1回	—
	廃液タンク	12m ³	月1回	—
設営用資機材	災害用テント	10式	月1回	—
非常用電源	可搬型発電機	2台	月1回	年1回
燃料	軽油	200ℓ	月1回	—
その他	ヨウ素剤(ヨウ化カリウム丸)	7,560錠	月1回	—

分類	名称	数量	通信先	点検頻度	
				存否・外観	機能
通信機器	衛星携帯電話	4台	社内・社外	月1回	年1回
	無線機 ^{※2}	4台	社内	月1回	年1回
	ファクシミリ ^{※2}	2台	社内・社外	月1回	年1回
	可搬型衛星通信装置 ^{※2}	2台	社内・社外	月1回	年1回

※1：平成25年度下期中に整備完了予定。

※2：平成25年度上期中に整備完了予定。

別表 3 - 5 緊急時対策所

緊急時対策所

項 目	仕 様
広さ	・面積 約 1 1 0 m ²
耐地震	・建築基準法 1. 5 倍
耐放射線	・遮へい壁 ・換気浄化設備
非常用電源	・ 1、2号機ディーゼル発電機 ・ポータブル電源装置 (リチウムイオン電池)
燃料	・燃料タンク 3 8 kℓ (重油) ・補給手段: タンクローリ等

代替緊急時対策所

項 目	仕 様
広さ	・面積 約 9 0 m ²
耐地震・津波	・耐震構造 ・室内への止水措置
耐放射線	・遮へい壁 ・換気浄化設備
非常用電源	・ 2号機ディーゼル発電機 ・高圧発電機車 (5 0 0 k V A) ・移動式大容量発電機 (4, 0 0 0 k V A) ・ポータブル電源装置 (リチウムイオン電池)
燃料	・燃料タンク 3 8 kℓ (重油) ・補給手段: タンクローリ等

別表 3-6 統合原子力防災ネットワークに接続する非常用通信機器等

1. 緊急時対策所

分類	名称	数量	設置箇所	点検頻度	
				存否・外観	機能
非常用通信機器	I P 電話	4 台	緊急時対策所	月 1 回	年 1 回
	I P - F A X	2 台			
	衛星通信装置（電話）※ ¹	2 台			
	衛星通信装置（I P - F A X）※ ¹	1 台			
テレビ会議システム	テレビ会議システム （地上・衛星系切替）※ ^{1, 2}	1 台	緊急時対策所	月 1 回	年 1 回

2. 代替緊急時対策所

分類	名称	数量	設置箇所	点検頻度	
				存否・外観	機能
非常用通信機器	衛星通信装置（電話）※ ¹	2 台	代替	月 1 回	年 1 回
	衛星通信装置（I P - F A X）※ ¹	1 台	緊急時対策所		
テレビ会議システム	テレビ会議システム （衛星系）※ ^{1, 2}	1 台	代替 緊急時対策所	月 1 回	年 1 回

3. 原子力施設事態即応センター

分類	名称	数量	設置箇所	点検頻度	
				存否・外観	機能
非常用通信機器	I P 電話	6 台	原子力施設事態 即応センター	月 1 回	年 1 回
	I P - F A X	3 台			
	衛星通信装置（電話）※ ¹	2 台			
	衛星通信装置（I P - F A X）※ ¹	1 台			
テレビ会議システム	テレビ会議システム （地上・衛星系切替）※ ^{1, 2}	1 台	原子力施設事態 即応センター	月 1 回	年 1 回

4. 発電所・本店

分類	名称	数量	設置箇所	点検頻度	
				存否・外観	機能
S P D S	発電所 S P D S ※ ³	1 式	発電所	月 1 回	年 1 回
	本店 S P D S ※ ⁴	1 式	本店	月 1 回	年 1 回

※¹：衛星系については、平成 25 年度上期中に整備完了予定。

※²：各拠点（緊急時対策所、代替緊急時対策所、原子力施設事態即応センター）間についても接続可。

※³：発電所 S P D S の統合原子力防災ネットワークへの接続については、地上系と衛星系ともに平成 25 年度上期中に整備完了予定。

※⁴：本店 S P D S については、地上系のみ統合原子力防災ネットワークへ接続。

別表 3-7 原子力施設事態即応センター

項目	仕様
所在地	・福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号（本店建屋）
発電所からの距離	・約200km
広さ	・約100m ² （隣接する非常災害対策総本部室を含めると約300m ² ）
建物の耐震性能等	・現建築基準法に定められている新耐震基準と同程度の耐震性を保有 ・資料等の転倒・飛び出し防止措置
非常用電源	・ガスタービン発電機（1,250kVA）
燃料	・燃料タンク（容量：7,000ℓ） ・調達先と災害時優先調達契約を締結
その他	・消耗品類（食料、飲料水等）は、本店建屋近傍の備蓄庫に保管

分類	名称	数量	通信先	点検頻度	
				存否・外観	機能
通信機器	社内電話	5台	社内・社外	月1回	年1回
	ファクシミリ	1台	社内・社外		
	衛星携帯電話	1台	社内・社外		
	無線機 ^{※1}	5台	社内		
テレビ会議システム	社内テレビ会議システム	1台	社内 ^{※2}		

※1：平成25年度上期中に整備完了予定。

※2：インターネット回線を利用し、総理大臣官邸、原子力規制庁緊急時対応センターと接続可能。

別表 3 - 8 訓練の種類

訓練の種類	対象者	頻度	訓練内容
防災訓練	発電所、本店の原子力防災要員及び緊急時対策要員等	1回/年	放射性物質の放出を伴う事象を想定し、緊急時体制を発令し、原子力防災要員及び緊急時対策要員を非常召集し、活動を行う。
AM訓練	発電所の原子力防災要員及び緊急時対策要員等	1回/年	アクシデントマネジメントを踏まえた事象を想定し、原子力防災要員及び緊急時対策要員による活動を行う。
緊急時対応訓練	発電所の原子力防災要員及び緊急時対策要員等	1回/年	全交流電源喪失を想定し、原子力防災要員及び緊急時対策要員による活動を行う。
緊急事態支援組織対応訓練	発電所、本店の原子力防災要員及び緊急時対策要員等	1回/年	緊急事態支援組織との連携について原子力防災要員及び緊急時対策要員による活動を行う。
通報訓練	原子力防災管理者及び本店通報連絡責任者等	2回/年	社内及び社外関係機関への連絡に関する訓練を行う。
緊急被ばく医療訓練	発電所防災組織の総務班、安全管理班等	1回/年	管理区域内で負傷者が発生したことを想定して、負傷者の搬出、汚染の除去及び応急処置等の訓練を行う。
モニタリング訓練	発電所防災組織の安全管理班	1回/年	空間線量当量率測定用サーベイメータ及び汚染密度測定用サーベイメータ等を用いて、緊急時モニタリング訓練等を行う。
避難誘導訓練	発電所防災組織の総務班等	1回/年	見学者来訪時に緊急事態が発生したことを想定して、避難誘導の訓練を行う。

別表 3 - 9 原子力緊急事態支援組織

1. 原子力緊急事態支援組織の概要

実施主体	日本原子力発電株式会社
所在地	日本原子力発電株式会社 敦賀総合研修センター内 (所在地：福井県敦賀市沓見165-9-6)
施設概要	事務所兼研修室、資機材保管スペース、訓練施設、宿泊施設、駐車場 等
要員数	9名（組織長、対応要員）

2. 平常時の主な業務

資機材の集中管理	保有資機材（4. 参照）について集中管理を行い、使用可能な状態に整備する。
資機材の機能向上及び拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに、保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。
資機材操作要員の養成訓練	原子力事業者の要員に対する資機材操作訓練を実施する。
原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認、支援対応に関する改善事項を確認する。

3. 原子力災害発生時の原子力緊急事態支援組織の対応及び発災事業者への支援内容

災害発生時の連絡体制	<p>10条通報 出動要請</p> <p>発災事業者*</p> <p>(平日日中) 支援組織長 (夜間休祭日) 連絡当番者</p> <p>出動指示</p> <p>支援組織要員</p> <p>状況報告</p> <p>※発災事業者：特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者</p>
発災事業者への支援内容	<ul style="list-style-type: none"> 発災事業者からの支援要請後、支援組織の要員を召集し、資機材の輸送準備を開始する。 支援組織から輸送先施設までの資機材の輸送は、陸路による複数ルートのうちから出動時の状況（災害、天候等）に応じた最適なルートにて行う。なお、状況に応じてヘリコプターによる発電所近郊までの輸送も考慮する。 災害発生状況に応じた資機材引渡し箇所にて、発災事業者へ資機材を引き渡すとともに、発災事業者が実施する資機材操作の支援及び資機材を活用した事故収束活動に係る助言を実施する。

4. 保有資機材一覧

資機材については1回/年保守点検を行う。また、不具合が長期にわたる場合には代替品を補充する。

分類	名称	数量	保管場所
遠隔操作ロボット	現場偵察（撮影、放射線測定）用ロボット	2台	資機材保管スペース
	障害物撤去用ロボット	1台	

別表 4-1 緊急時運転パラメータ伝送システム (SPDS) データ項目 (1/4)

川内原子力発電所 1 号機

No.	常時伝送項目	工学単位
1	格納容器排気筒ガスモニタ (A or B)	cpm
2	A格納容器排気筒レンジガスモニタ (低レンジ)	cpm
3	B格納容器排気筒レンジガスモニタ (高レンジ)	cpm
4	補助建屋排気筒ガスモニタ (A or B)	cpm
5	A補助建屋排気筒高レンジガスモニタ (低レンジ)	cpm
6	B補助建屋排気筒高レンジガスモニタ (高レンジ)	cpm
7	川内観測所 EL+75m風向	° (DEG)
8	川内観測所 EL+75m平均風速	m/s
9	大気安定度	—
10	S-1 空気吸収線量率	nGy/h
11	PC-1 空気吸収線量率	nGy/h
12	PC-2 空気吸収線量率	nGy/h
13	PC-3 空気吸収線量率	nGy/h
14	S-2 空気吸収線量率	nGy/h
15	1次冷却材圧力	MPa
16	Aループ冷却材高温側温度	°C
17	Bループ冷却材高温側温度	°C
18	Cループ冷却材高温側温度	°C
19	ほう酸注入ライン流量	m ³ /h
20	補助注入ライン流量	m ³ /h
21	A余熱除去ループ流量	m ³ /h
22	B余熱除去ループ流量	m ³ /h
23	A充てん/高圧注入ポンプ	DIGITAL
24	B充てん/高圧注入ポンプ	DIGITAL
25	C充てん/高圧注入ポンプ	DIGITAL
26	A余熱除去ポンプ	DIGITAL
27	B余熱除去ポンプ	DIGITAL
28	出力領域平均中性子束チャンネル平均値	%
29	中間領域中性子束 (CH1)	A
30	中間領域中性子束 (CH2)	A
31	全制御棒全挿入	DIGITAL
32	加圧器水位	%
33	格納容器圧力 (広域)	kPa
34	格納容器隔離動作A	DIGITAL
35	A格納容器スプレイ冷却器出口流量	m ³ /h
36	B格納容器スプレイ冷却器出口流量	m ³ /h
37	A格納容器スプレイポンプ	DIGITAL
38	B格納容器スプレイポンプ	DIGITAL
39	4-1 C母線電圧	kV
40	4-1 D母線電圧	kV

別表 4-1 緊急時運転パラメータ伝送システム (SPDS) データ項目 (2/4)

No.	常時伝送項目	工学単位
41	4-1 AEG ディーゼル発電機受電しゃ断器	DIGITAL
42	4-1 BEG ディーゼル発電機受電しゃ断器	DIGITAL
43	炉内T/C最高値 (瞬時値)	℃
44	炉内T/C平均値 (瞬時値)	℃
45	1次冷却材サブクール度	℃
46	格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ)	Sv/h
47	格納容器内温度	℃
48	格納容器再循環サンプ広域水位	%
49	燃料取替用水タンク水位	%
50	充てんライン流量	m ³ /h
51	復水器排気ガスモニタ	cpm
52	蒸気発生器ブローダウン水モニタ	cpm
53	A蒸気発生器広域水位	%
54	B蒸気発生器広域水位	%
55	C蒸気発生器広域水位	%
56	A補助給水流量	m ³ /h
57	B補助給水流量	m ³ /h
58	C補助給水流量	m ³ /h
59	Aループ給水流量	t/h
60	Bループ給水流量	t/h
61	Cループ給水流量	t/h
62	A蒸気発生器圧力	MPa
63	B蒸気発生器圧力	MPa
64	C蒸気発生器圧力	MPa
65	安全注入動作	DIGITAL
66	原子炉水位	%
67	出力領域中性子束	%
68	出力領域中性子束	%
69	出力領域中性子束	%
70	出力領域中性子束	%
71	中性子源領域中性子束 (I)	CPS
72	中性子源領域中性子束 (II)	CPS
73	格納容器ガスモニタ	CPM
74	放水口モニタ	CPM

別表 4-1 緊急時運転パラメータ伝送システム (SPDS) データ項目 (3/4)

川内原子力発電所 2 号機

No.	常時伝送項目	工学単位
1	格納容器排気筒ガスモニタ (A or B)	cpm
2	A格納容器排気筒レンジガスモニタ (低レンジ)	cpm
3	B格納容器排気筒レンジガスモニタ (高レンジ)	cpm
4	補助建屋排気筒ガスモニタ (A or B)	cpm
5	A補助建屋排気筒高レンジガスモニタ (低レンジ)	cpm
6	B補助建屋排気筒高レンジガスモニタ (高レンジ)	cpm
7	川内観測所 EL+75m風向	° (DEG)
8	川内観測所 EL+75m平均風速	m/s
9	大気安定度	—
10	S-1 空気吸収線量率	nGy/h
11	PC-1 空気吸収線量率	nGy/h
12	PC-2 空気吸収線量率	nGy/h
13	PC-3 空気吸収線量率	nGy/h
14	S-2 空気吸収線量率	nGy/h
15	1次冷却材圧力	MPa
16	Aループ冷却材高温側温度	°C
17	Bループ冷却材高温側温度	°C
18	Cループ冷却材高温側温度	°C
19	ほう酸注入ライン流量	m ³ /h
20	補助注入ライン流量	m ³ /h
21	A余熱除去ループ流量	m ³ /h
22	B余熱除去ループ流量	m ³ /h
23	A充てん/高圧注入ポンプ	DIGITAL
24	B充てん/高圧注入ポンプ	DIGITAL
25	C充てん/高圧注入ポンプ	DIGITAL
26	A余熱除去ポンプ	DIGITAL
27	B余熱除去ポンプ	DIGITAL
28	出力領域平均中性子束チャンネル平均値	%
29	中間領域中性子束 (CH1)	A
30	中間領域中性子束 (CH2)	A
31	全制御棒全挿入	DIGITAL
32	加圧器水位	%
33	格納容器圧力 (広域)	kPa
34	格納容器隔離動作A	DIGITAL
35	A格納容器スプレイ冷却器出口流量	m ³ /h
36	B格納容器スプレイ冷却器出口流量	m ³ /h
37	A格納容器スプレイポンプ	DIGITAL
38	B格納容器スプレイポンプ	DIGITAL
39	4-2 C母線電圧	kV
40	4-2 D母線電圧	kV

別表 4-1 緊急時運転パラメータ伝送システム (SPDS) データ項目 (4/4)

No.	常時伝送項目	工学単位
41	4-2 AEG ディーゼル発電機受電しゃ断器	DIGITAL
42	4-2 BEG ディーゼル発電機受電しゃ断器	DIGITAL
43	炉内T/C最高値 (瞬時値)	℃
44	炉内T/C平均値 (瞬時値)	℃
45	1次冷却材サブクール度	℃
46	格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ)	Sv/h
47	格納容器内温度	℃
48	格納容器再循環サンプ広域水位	%
49	燃料取替用水タンク水位	%
50	充てんライン水流量	m ³ /h
51	復水器排気ガスモニタ	cpm
52	蒸気発生器ブローダウン水モニタ	cpm
53	A蒸気発生器広域水位	%
54	B蒸気発生器広域水位	%
55	C蒸気発生器広域水位	%
56	A補助給水流量	m ³ /h
57	B補助給水流量	m ³ /h
58	C補助給水流量	m ³ /h
59	Aループ給水流量	t/h
60	Bループ給水流量	t/h
61	Cループ給水流量	t/h
62	A蒸気発生器圧力	MPa
63	B蒸気発生器圧力	MPa
64	C蒸気発生器圧力	MPa
65	安全注入動作	DIGITAL
66	原子炉水位	%
67	出力領域中性子束	%
68	出力領域中性子束	%
69	出力領域中性子束	%
70	出力領域中性子束	%
71	中性子源領域中性子束 (I)	CPS
72	中性子源領域中性子束 (II)	CPS
73	格納容器ガスモニタ	CPM
74	放水口モニタ	CPM

別表 4-1-2 緊急事態応急対策における原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与

	原子力防災組織	原子力防災要員等の派遣		原子力防災資機材及び資料等の貸与		備考
		副原子力防災管理者	1名	設備関係資料 (必要な資料のみ)	1部	
オフサイトセンターにおける業務に関する事項	原子力防災組織の中から原子力防災管理者が指名する者	5名	1台	業務車	1台	
環境放射線モニタリング、汚染検査、汚染除去に関する事項	原子力防災組織の中から原子力防災管理者が指名する者	2名	10台	サーベイメータ	10台	
			10台	ダストサンプラ	10台	
			100個	蛍光ガラス線量計	100個	
			50個	ガラスバッチ等	50個	
原子力規制庁緊急時対応センターにおける業務に関する事項	本店、支社等の中から社長が指名する者	1名	—	—	—	

別表 5-1 原子力防災事後対策における原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与

	原子力防災組織	原子力防災要員の派遣		原子力防災資機材及び資料等の貸与		備考
		副原子力防災管理者	1名			
広報活動に関する事項	原子力防災組織の中から原子力防災管理者が指名する者	2名	—	—		
	原子力防災組織の中から原子力防災管理者が指名する者	2名	サーベイメータ	10台		
環境放射線モニタリング、汚染検査、汚染除去に関する事項	原子力防災組織の中から原子力防災管理者が指名する者	2名	ダストサンプラ	10台		
			蛍光ガラス線量計	100個		
			ガラスバッチ等	50個		

別表6—1 他の原子力事業者の原子力事業所で発生した原子力災害への原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与

項目	協力要員派遣人数・ 資機材貸与準備数 ^注	備考
協力要員	6人	
GM汚染サーベイメータ	6台	
NaIシンチレーションサーベイメータ	2台	
電離箱サーベイメータ	2台	
ダストサンプラ	6台	
個人線量計（ポケット線量計）	100個	
高線量対応防護服	20着	
全面マスク	100個	
汚染防護服（タイベック）	3,000着	
汚染防護服（ゴム手袋）	6,000双	
遮へい材	200枚	
放射能測定用車両	1台	
可搬型モニタリングポスト	9台	

注：九州電力（株）の総数を示す。

- ・放射能測定用車両とは、原子力災害時に放射線量率の測定、空気中のダスト、ヨウ素のサンプリングが可能な設備を搭載した車両とする。
- ・準備数量については、全て程度とする。
- ・可搬型モニタリングポストについては、当社の保有台数を記載する。
- ・輸送方法は、原子力事業所災害対策支援拠点における資機材等の輸送方法に準じて実施する。

別表 7-1 原子力防災組織業務の一部を委託するもの

防災業務計画省令第2条第3項に基づき、原子力防災組織の業務の一部を委託する法人の名称、主たる事務所の所在地、業務の範囲及び実施方法は以下のとおり。

法人の名称	西日本プラント工業 株式会社
主たる事務所の所在地	福岡県福岡市中央区高砂一丁目10番1号
業務の範囲及び実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電源確保作業 ・ 瓦礫等の除去活動 ・ 給水源確保作業

法人の名称	鹿児島総合警備保障株式会社
主たる事務所の所在地	鹿児島県鹿児島市与次郎一丁目2番1号
業務の範囲及び実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電源確保作業 ・ 瓦礫等の除去活動 ・ 給水源確保作業

法人の名称	九電産業 株式会社
主たる事務所の所在地	福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
業務の範囲及び実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急安全対策に係る資機材運搬等

参 考

(参考) 更なる防災体制の整備計画

1. 免震重要棟

免震構造で下記の設備を有した免震重要棟を津波の影響を受けない高台に設置する。

- (1) 専用電源設備
- (2) 放射線管理設備
- (3) 放射線防護設備
- (4) 通信・情報設備

(整備完了予定)

平成27年度目途設置予定

2. 緊急時運転パラメータ伝送システム (SPDS)

- (1) 本店に配備されている下記の設備を、原子力事業者から伝送される安全パラメータを収集する施設 (データセンター) のバックアップとして、国が整備している第2データセンター【統合原子力防災ネットワーク (地上系ネットワーク)】へ接続する。

(整備完了予定)

国が整備している第2データセンターの整備完了後、平成26年度末に整備完了予定

様式集

2. 様式集

- 様式 1 原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書
- 様式 2 原子力防災要員現況届出書
- 様式 3 原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書
- 様式 4 放射線測定設備現況届出書
- 様式 5 原子力防災資機材現況届出書
- 様式 6 防災訓練実施結果報告書
- 様式 7 特定事象発生通報
- 様式 8 異常事態連絡（第 2 報以降）（原子炉施設）
- 様式 9 異常事態連絡（第 2 報以降）（事業所外運搬）
- 様式 10 原災法第 15 条第 1 項の基準に達したときの報告

原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

年 月 日	
内閣総理大臣、原子力規制委員会 殿	
届出者	
住所	
氏名 印	
(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)	
(担当者 所属 電話)	
別紙のとおり、原子力事業者防災業務計画作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。	
原子力事業所の名称及び場所	
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	年 月 日
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	年 月 日
協議した都道府県知事及び市町村長	
予定される要旨の公表の方法	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
- 2 協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

原子力防災要員現況届出書

原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿	年 月 日
届出者 住所 _____ 氏名 _____ 印 (法人にあつてはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話)	
原子力防災組織の原子力防災要員の現況について、原子力災害対策特別措置法 第 8 条第 4 項の規定に基づき届け出ます。	

原子力事業所の名称及び場所		
業 務 の 種 別	防災要員の職制	その他の防災要員
情報の整理、関係者との連絡調整		名
原子力災害合同対策協議会における情報の交換等		名
広 報		名
放射線量の測定その他の状況の把握		名
原子力災害の発生又は拡大の防止		名
施設設備の整備・点検、応急の復旧		名
放射性物質による汚染の除去		名
医療に関する措置		名
原子力災害に関する資機材の調達及び輸送		名
原子力事業所内の警備等		名

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書

年 月 日		
原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿		
届出者		
住所		
氏名 印		
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)		
(担当者 所属 電話)		
<p style="text-align: center;">原子力防災管理者（副原子力防災管理者）を選任・解任したので、原子力 災害対策特別措置法第9条第5項の規定に基づき届け出ます。</p>		
原子力事業所の名称及び場所		
区 分	選 任	解 任
正	氏 名	
	選任・解任年月日	
	職務上の地位	
副	氏 名	
	選任・解任年月日	
	職務上の地位	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
- 2 複数の副原子力防災管理者を選任した場合にあっては、必要に応じて欄を追加するものとする。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

放射線測定設備現況届出書

年 月 日		
内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿		
届出者 住所 _____ 氏名 _____ 印 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話)		
放射線測定設備の現況について、原子力災害対策特別措置法第 11 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。		
原子力事業所の名称及び場所		
原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	
	設置場所	式
原子力事業所外の放射線測定設備	設置者	
	設置場所	
	検出される数値の把握方法	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
- 2 「原子力事業所外の放射線測定設備」の欄は、第 11 条第 1 号ただし書きの規定により代えることとした放射線測定設備を記載するものとする。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

原子力防災資機材現況届出書

年 月 日			
内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿			
届出者			
住所 _____			
氏名 _____ 印			
(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)			
(担当者 所属 電話)			
原子力防災資機材の現況について、原子力災害対策特別措置法第 11 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。			
原子力事業所の名称及び場所			
放射線障害防護用器具	汚染防護服	組	
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	個	
	フィルター付き防護マスク	個	
非常用通信機器	緊急時電話回線	回線	
	ファクシミリ	台	
	携帯電話等	台	
計測器等	固定式測定器	台	
	ガンマ線測定用サーベイメータ	台	
	中性子線測定用サーベイメータ	台	
	空間放射線積算線量計	個	
	表面汚染密度測定用サーベイメータ	台	
	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ	台
		測定器	台
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ	台
		測定器	台
個人用外部被ばく線量測定器	台		
その他資機材	ヨウ素剤	錠	
	担架	台	
	除染用具	式	
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	台	
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	式	
	その他	モニタリングカー	台

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

防災訓練実施結果報告書

<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>原子力規制委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">報告者 住所 _____ 氏名 _____ 印 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話)</p> <p>防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第13条の2第1項の規定に基づき報告します。</p>	
原子力事業所の名称及び場所	
防災訓練実施年月日	年 月 日
防災訓練のために想定した原子力災害の概要	
防災訓練の項目	
防災訓練の内容	
防災訓練の結果の概要	
今後の原子力災害対策に向けた改善点	

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

特定事象発生通報

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

第 1 0 条 通 報

通報者名 _____

連絡先 _____

特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の名称 及び場所	九州電力(株)川内原子力発電所 鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山1765番地3
特定事象の発生箇所	川内原子力発電所 第_____号炉
特定事象の発生時刻	_____年___月___日___時___分
発生した 特定事象の 概要	特定事象の種類 敷地境界放射線量上昇、放射性物質通常経路放出、 火災爆発等による放射性物質放出、事業所外運搬放射線量異常、 トリップ失敗、原子炉冷却材漏えい、蒸気発生器給水喪失、 全交流電源喪失、直流電源喪失、停止時原子炉水位低下、 使用済燃料ピット水位異常低下、中央制御室使用不能、原子炉外臨界、 原子力緊急事態事象
	想定される原因 故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他 (_____)
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等 原子炉の運転状態 発生前(運転中、起動操作中、停止操作中、停止中) 発生後(状態継続、停止操作中、停止、停止失敗) ECCS系 作動なし、作動有り(自動、手動)、作動失敗 排気筒モニタの指示値 変化無し、変化有り(____cpm→____cpm) モニタリングポスト指示値 変化無し 変化有り(____nSv/h→____nSv/h、No.____) その他
その他特定事象の把握に 参考となる情報	_____

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

特定事象発生通報

年 月 日	
内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿	
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 5px 20px;"> 第 1 0 条 通 報 </div>	
通報者名 _____ 連絡先 _____	
事業所外運搬に係る特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 1 0 条第 1 項の規定に基づき通報します。	
原子力事業所の名称 及び場所	九州電力(株)川内原子力発電所 鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山 1 7 6 5 番地 3
特定事象の発生箇所	_____
特定事象の発生時刻	_____年____月____日____時____分
発 生 し た 特 定 事 象 の 概 要	特定事象の種類 火災爆発等による放射性物質放出、事業所外運搬放射線量異常、 事業所外運搬事故、原子力緊急事態事象
	想定される原因 火災、爆発、沈没、衝突、交通事故、調査中、その他 (_____)
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は 主な施設・設備の状態等
その他特定事象の把握に 参考となる情報	_____ _____

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

異常事態連絡 (第 2 報以降) (原子炉施設)

※各項目について、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

<p style="text-align: right;">____年____月____日 (第____報)</p> <p>内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿</p> <p style="text-align: center;">通報者名 _____</p> <p style="text-align: center;">連絡先 (原子力防災管理者) _____</p> <p>特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づく通報以後の情報を通報します。</p>		
原子力事業所の名称及び場所	<p>名称：九州電力(株)川内原子力発電所 (事業区分：原子炉設置者)</p> <p>場所：鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山 1 7 6 5 番地 3</p>	
特定事象の発生箇所	川内原子力発電所 第____号炉	
特定事象の発生時刻	____年 ____月 ____日 ____時 ____分 (24 時間表示)	
発生した特定事象等の概要	特定事象の種類	
	想定される原因	<input type="checkbox"/> 特定 _____ <input type="checkbox"/> 調査中
	緊急事態の種類	
	想定される原因	<input type="checkbox"/> 特定 _____ <input type="checkbox"/> 調査中
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状況等	別紙 - 1、2 を参照
その他特定事象の把握に参考となる情報	被ばく者の状況及び汚染拡大の有無 (確認時刻 ____時 ____分)	<p>被ばく者の状況</p> <p><input type="checkbox"/> 無</p> <p><input type="checkbox"/> 有：被ばく者 ____名 要救助者 ____名</p> <p>汚染拡大の有無</p> <p><input type="checkbox"/> 無</p> <p><input type="checkbox"/> 有： _____</p>
	気象情報 (確認時刻 ____時 ____分)	<p>・天候 : _____</p> <p>・風向 : 方位</p> <p>・風速 : m/s</p> <p>・大気安定度 : _____</p>
	周辺環境への影響	<p><input type="checkbox"/> 無</p> <p><input type="checkbox"/> 有： _____</p>
	応急措置	

【別紙 1 : 原子炉の運転に関するパラメータ】

1. 原子炉の状態

項 目	確認時刻 (日 時 分)
特定事象発生時の出力	_____ %
原子炉停止時刻	年 月 日 時 分
炉心平均燃焼度	MWD/MTU
放射性物質の放出の有無	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し
放射性物質の放出状態	
排気筒放出口	<input type="checkbox"/> 放出 <input type="checkbox"/> 停止
放出口以外 (放出場所名)	放出場所名 : _____ (地上高 _____ m) <input type="checkbox"/> 放出 <input type="checkbox"/> 停止

2. 装置の状況

装置の状況	確認時刻 (日 時 分)
1次冷却系圧力及び圧力の変化 (MPa [gage]) 平常値 : _____ MPa [gage]	MPa [gage] 上昇・下降・安定
1次冷却系の温度 (ホットレグ) (°C) 平常値 : _____ °C	°C
加圧器水位 平常値 : _____ %	%
外部電源	受電有・無
非常用ディーゼル発電機運転	受電有・無
余熱除去系の機能維持	正常・異常
ECCS の作動・高圧系	作動・未作動・停止
ECCS の作動・蓄圧系	作動・未作動
ECCS の作動・低圧系	作動・未作動・停止
全ての制御棒挿入	挿入・未挿入
ボロン添加	添加・未添加
主蒸気隔離弁の閉止	閉・開
格納容器の隔離状態	隔離・非隔離
格納容器圧力 (MPa [gage]) 平常値 : _____ MPa [gage]	MPa [gage]
格納容器スプレイ作動	作動・未作動
その他の特記事項	

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

【別紙－ 2 : 放射性物質及び放射線に関するデータ】

1. 放射性物質の状況

項 目	評価時刻 (日 時 分)
評価時刻での放出量 (放出率) 希ガス (Bq/h) ヨウ素 (Bq/h) 総 量 (Bq/h)	Bq/h Bq/h Bq/h
評価時刻での放出量 (濃度) 希ガス (Bq/cm ³) ヨウ素 (Bq/cm ³) 総 量 (Bq/cm ³)	Bq/cm ³ Bq/cm ³ Bq/cm ³
評価時刻までの放出量 希ガス (Bq) ヨウ素 (Bq) 総 量 (Bq) 放出継続時間 (h) 放出開始時刻	Bq Bq Bq h 時 分
評価時刻以後の放出 (予測) 希ガス (Bq) ヨウ素 (Bq) 総 量 (Bq) 放出継続推定時間 (h)	Bq Bq Bq h

2. 予測線量

種 類	評価時刻 (日 時 分)			
	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分
全身の外部被ばくによる予測線量の最大地点	方位 距離 km 線量 mSv	方位 距離 km 線量 mSv	方位 距離 km 線量 mSv	方位 距離 km 線量 mSv
甲状腺の予測線量の最大地点	方位 距離 km 線量 mSv	方位 距離 km 線量 mSv	方位 距離 km 線量 mSv	方位 距離 km 線量 mSv

(施設側での計算値)

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

※データについては、およその値 (推定値を含む) を記載することも可とする。

3. 放射線モニタリングの状況

注1) 必要な情報を順次追加記入し、空欄がなくなった場合には新しい用紙に記入するものとする。

注2) 場所がわかる資料も添付することとする。

項目	評価時刻 (日 時 分)
排気筒モニタ	
格納容器排気筒モニタ	排気筒名 : _____ : cpm
補助建屋排気筒モニタ	排気筒名 : _____ : cpm

固定式モニタリング設備地点						
γ線空間線量率	設備 地点名	北門南局 (S1) 平常値 _____ μSv/h	正門西局 (S2) 平常値 _____ μSv/h	境界北局 (PC1) 平常値 _____ μSv/h	境界東局 (PC2) 平常値 _____ μSv/h	境界南局 (PC3) 平常値 _____ μSv/h
	時 分	μSv/h	μSv/h	μSv/h	μSv/h	μSv/h
	時 分	μSv/h	μSv/h	μSv/h	μSv/h	μSv/h
	時 分	μSv/h	μSv/h	μSv/h	μSv/h	μSv/h
	時 分	μSv/h	μSv/h	μSv/h	μSv/h	μSv/h
	時 分	μSv/h	μSv/h	μSv/h	μSv/h	μSv/h

可動地点					
γ線空間線量率	地点名				
	時 分	μSv/h	μSv/h	μSv/h	μSv/h
	時 分	μSv/h	μSv/h	μSv/h	μSv/h
	時 分	μSv/h	μSv/h	μSv/h	μSv/h
	時 分	μSv/h	μSv/h	μSv/h	μSv/h
	時 分	μSv/h	μSv/h	μSv/h	μSv/h
中性子線 空間線量率	地点名				
	時 分	μSv/h	μSv/h	μSv/h	μSv/h
	時 分	μSv/h	μSv/h	μSv/h	μSv/h
	時 分	μSv/h	μSv/h	μSv/h	μSv/h
	時 分	μSv/h	μSv/h	μSv/h	μSv/h
	時 分	μSv/h	μSv/h	μSv/h	μSv/h
ヨウ素濃度	地点名				
	時 分	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³
	時 分	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³
	時 分	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³
	時 分	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³
	時 分	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³
その他測定項目	地点名				
項目	時 分				
	時 分				
	時 分				

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

※データについては、およその値（推定値を含む）を記載することも可とする。

異常事態連絡 (第2報以降) (事業所外運搬)

※各項目について、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

<p style="text-align: right;">____年____月____日 (第____報)</p> 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿 通報者名 _____ 連絡先 _____		
事業所外運搬に係る特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づく通報以後の情報を通報します。		
原子力事業所の名称及び場所	名称：九州電力(株)川内原子力発電所 (事業区分：原子炉設置者) 場所：鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山1765番地3	
特定事象の発生箇所		
特定事象の発生時刻	年 月 日 時 分 (24時間表示)	
発生した特定事象等の概要	特定事象の種類	
	想定される原因	<input type="checkbox"/> 特定 _____ <input type="checkbox"/> 調査中
	緊急事態の種類	
	想定される原因	<input type="checkbox"/> 特定 _____ <input type="checkbox"/> 調査中
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状況等	別紙を参照
その他特定事象の把握に参考となる情報	被ばく者の状況及び汚染拡大の有無 (確認時刻 時 分)	被ばく者の状況 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有：被ばく者 _____ 名 要救助者 _____ 名 汚染拡大の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有： _____
	気象情報 (確認時刻 時 分)	
	周辺環境への影響	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有： _____
	応急措置	

【別紙：輸送容器に関するパラメータ】

1. 輸送容器の状態

項目	確認時刻 (日 時 分)
・火災 ・爆発 ・漏えい	
特記事項	

2. 放射性物質又は放射線の放出状況

項目	確認時刻 (日 時 分)
放射性物質	
放射線	

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

原災法第 15 条第 1 項の基準に達したときの報告

内閣総理大臣、原子力規制委員会、（国土交通大臣）、都道府県知事、市町村長 殿

第 15 条 通報

原子力災害対策特別措置法第 15 条に規定する異常な水準の放射線量の検出又は、原子力緊急事態の発生を示す事象が発生しましたので、以下の通り通報します。

発信日時	年 月 日 時 分	送信者																																	
受信日時	年 月 日 時 分	受信者																																	
<p>1. 事 故 件 名：川内原子力発電所__号炉_____について</p> <p>2. 事故発生場所：川内原子力発電所__号炉</p> <p>3. 事故発生日時：_____年__月__日__時__分</p> <p>4. 事故の種類：敷地境界放射線量上昇・放射性物質通常経路放出・ 火災爆発等による放射性物質放出・事業所外運搬放射線量上昇・ 原子炉外臨界・原子炉停止機能喪失・ECCS 作動失敗・格納容器圧力上昇・ 蒸気発生器給水機能喪失・直流電源喪失・炉心溶融・ 停止時原子炉水位異常低下・停止時残留熱除去機能喪失・ 中央制御室等使用不能・事業所外運搬事故</p> <p>5. モニタリングポスト指示値及び気象状況等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>モニタリングポスト指示値 (γ線空間線量率) (a)</th> <th>中性子線空間線量率 (b)</th> <th>空間線量率 (合計) (a + b)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">敷地周辺の 空間線量率</td> <td>PC-1 Sv/h</td> <td>Sv/h</td> <td>Sv/h</td> </tr> <tr> <td>PC-2 Sv/h</td> <td>Sv/h</td> <td>Sv/h</td> </tr> <tr> <td>PC-3 Sv/h</td> <td>Sv/h</td> <td>Sv/h</td> </tr> <tr> <td>S-1 Sv/h</td> <td>Sv/h</td> <td>Sv/h</td> </tr> <tr> <td>S-2 Sv/h</td> <td>Sv/h</td> <td>Sv/h</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="4">気象 状態</td> <td>風向 (排気筒高さ)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>風向 (地上高さ)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>風速 (排気筒高さ)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>風速 (地上高さ)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">大気安定度</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					モニタリングポスト指示値 (γ 線空間線量率) (a)	中性子線空間線量率 (b)	空間線量率 (合計) (a + b)	敷地周辺の 空間線量率	PC-1 Sv/h	Sv/h	Sv/h	PC-2 Sv/h	Sv/h	Sv/h	PC-3 Sv/h	Sv/h	Sv/h	S-1 Sv/h	Sv/h	Sv/h	S-2 Sv/h	Sv/h	Sv/h	気象 状態	風向 (排気筒高さ)		風向 (地上高さ)		風速 (排気筒高さ)		風速 (地上高さ)		大気安定度		
	モニタリングポスト指示値 (γ 線空間線量率) (a)	中性子線空間線量率 (b)	空間線量率 (合計) (a + b)																																
敷地周辺の 空間線量率	PC-1 Sv/h	Sv/h	Sv/h																																
	PC-2 Sv/h	Sv/h	Sv/h																																
	PC-3 Sv/h	Sv/h	Sv/h																																
	S-1 Sv/h	Sv/h	Sv/h																																
	S-2 Sv/h	Sv/h	Sv/h																																
気象 状態	風向 (排気筒高さ)																																		
	風向 (地上高さ)																																		
	風速 (排気筒高さ)																																		
	風速 (地上高さ)																																		
大気安定度																																			
<p>6. プラント状況等：</p> <p>7. その他の事項：</p>																																			

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

※事業所外運搬に係る事象の発生の場合、連絡先に国土交通大臣を含む。